

伊豆の国市
第2次子ども・子育て支援事業計画
第3次次世代育成支援行動計画

令和2年3月
伊豆の国市

目次

序

第1章 計画策定の目的と考え方	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第2章 伊豆の国市基礎資料	4
第1節 伊豆の国市の子育て状況	4
第2節 アンケート調査の結果	14
基本構想	
第1章 基本目標	35
第2章 施策の大綱	36
第3章 区域（圏域）の設定	44
基本計画	47
第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ	45
第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う	45
第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実	46
第3節 いじめや虐待のない社会の形成（子どもが安心して生活できる社会づくり）	47
第4節 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）	49
第5節 意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり	49
第6節 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供	50
第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ	51
第1節 安心して妊娠・出産できるように	51
第2節 誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように	52
第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように	53
第4節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	55
第3章 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ	57
第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	57
第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように	58
第3節 地域における子育て支援サービスの充実	59
第4節 広域連携における子育て支援	59
第4章 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくくなるような子育て環境の良い都市づくり	60
第1節 働き方の見直し（働く場所の確保）	60
第2節 女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本）	60
第3節 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現	61
第4節 誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進	61
第5節 安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公園等）	61

第5章	子ども・子育て支援事業	63
第1節	子ども・子育て支援事業制度に伴う認定区分	63
第2節	教育・保育施設	64
第3節	地域子ども・子育て支援事業	68
第6章	計画の推進	74
第1節	実現のための方策	74
第2節	計画の推進体制	74
第3節	資料編	75

序

第1章 計画策定の目的と考え方

第1節 計画の趣旨

1 子ども・子育て支援事業計画策定の背景

わが国は少子化に伴い“子育て家庭”を社会全体で支援するという考え方のもと、「エンゼルプラン」と「緊急保育対策等5か年事業」が平成6年に策定されました。これらにより、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築し、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整えることが目指されました。その後、固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正を新たに追加した「少子化対策推進基本方針」に基づき、「新エンゼルプラン」が平成11年に策定されました。平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が策定され、国、地方公共団体、事業主による総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。

しかしながら、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

そこで、家族や親が子育てを担う従来の考え方から、社会全体で子育てを支える、「希望」がかなえられる社会を目指す方向に転換した「子ども・子育てビジョン」が平成22年1月に閣議決定されました。

さらに、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新たな給付がとり入れられました。

【子ども・子育て新制度が成立するまでの関連する主要計画、関連法規、閣議決定等】

年 月	関連する国の計画等	関連法規の制定及び閣議決定等
平成6年 12月	エンゼルプラン +	
	緊急保育対策等5か年事業	
平成11年 12月	新エンゼルプラン	少子化対策推進基本方針
平成13年 7月	待機児童ゼロ作戦	
平成14年 9月	少子化対策プラスワン	
平成15年 7月		次世代育成支援対策推進法 +
		少子化社会対策基本法
平成16年 6月		少子化社会対策大綱
平成16年 12月	子ども・子育て応援プラン	
平成18年 6月		新しい少子化対策について
平成19年 12月		「子どもと家族を応援する 日本」重点戦略
平成22年 12月		少子化社会対策基本法に基づく 新たな大綱
平成23年 3月		子ども・子育て新システムに 関する基本制度
平成24年 8月		子ども・子育て関連3法
平成25年 4月	待機児童解消加速化プラン	
平成26年 7月	放課後子ども総合プラン	
平成27年		子ども・子育て支援新制度

2 制度改正

平成28年に児童福祉法が改正され「児童が権利の主体であること」を理念として明確化されました。これを受けて、子育て世代包括支援センターの全国展開、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備、里親委託の推進等、被虐待児童の自立支援等の措置が講じられています。

この法改正を受けて、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」により市区町村における養親や子供への支援等の工程と数値目標が示されました。その後、深刻な児童虐待事件が後を絶たないことから、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が決定されています。

また、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況があり、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

上記の国の制度改正および幼児教育・保育の無償化の実施を反映して、子ども・子育て支援事業計画を全国市町村・都道府県が策定することとなりました。

第2節 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付ける計画とします。

また、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画と整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

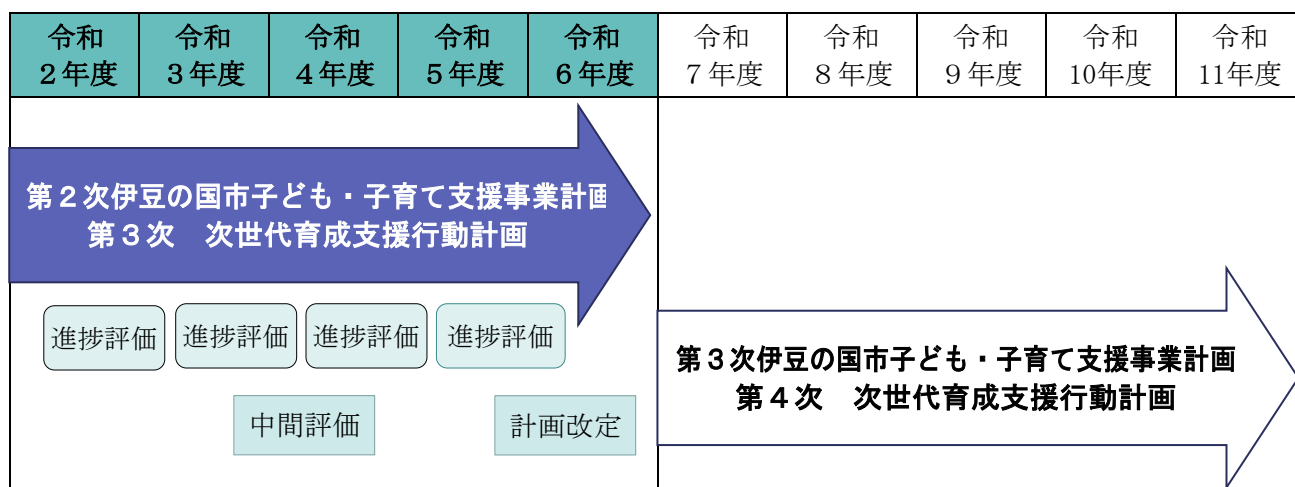
【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第3節 計画の期間

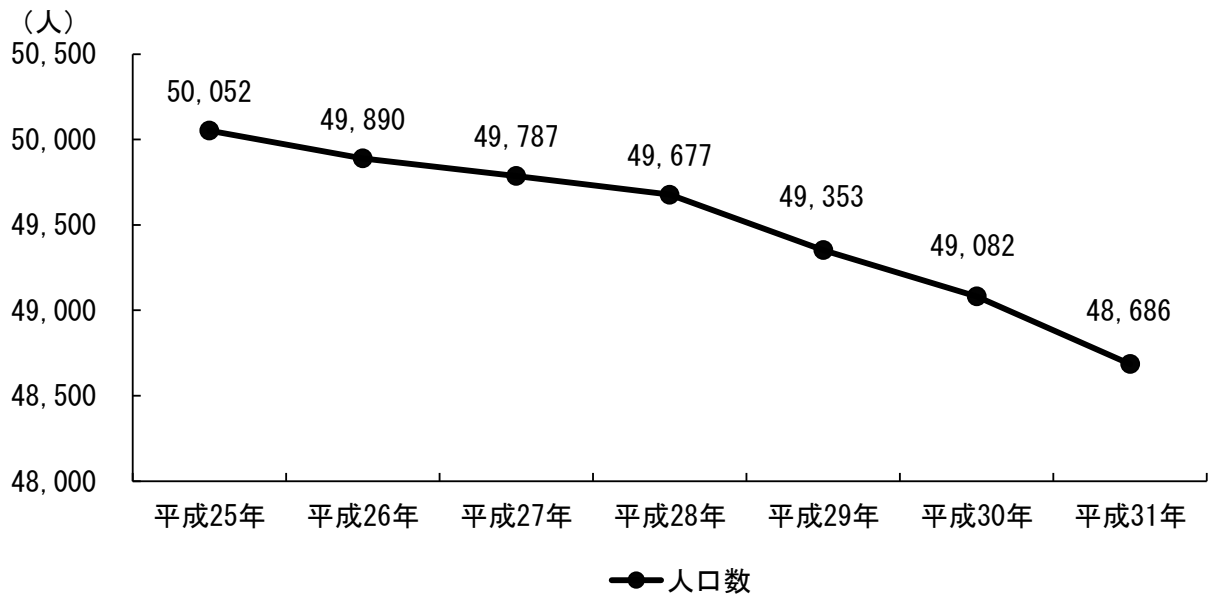
この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。また、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



第2章 伊豆の国市基礎資料

第1節 伊豆の国市の子育て状況

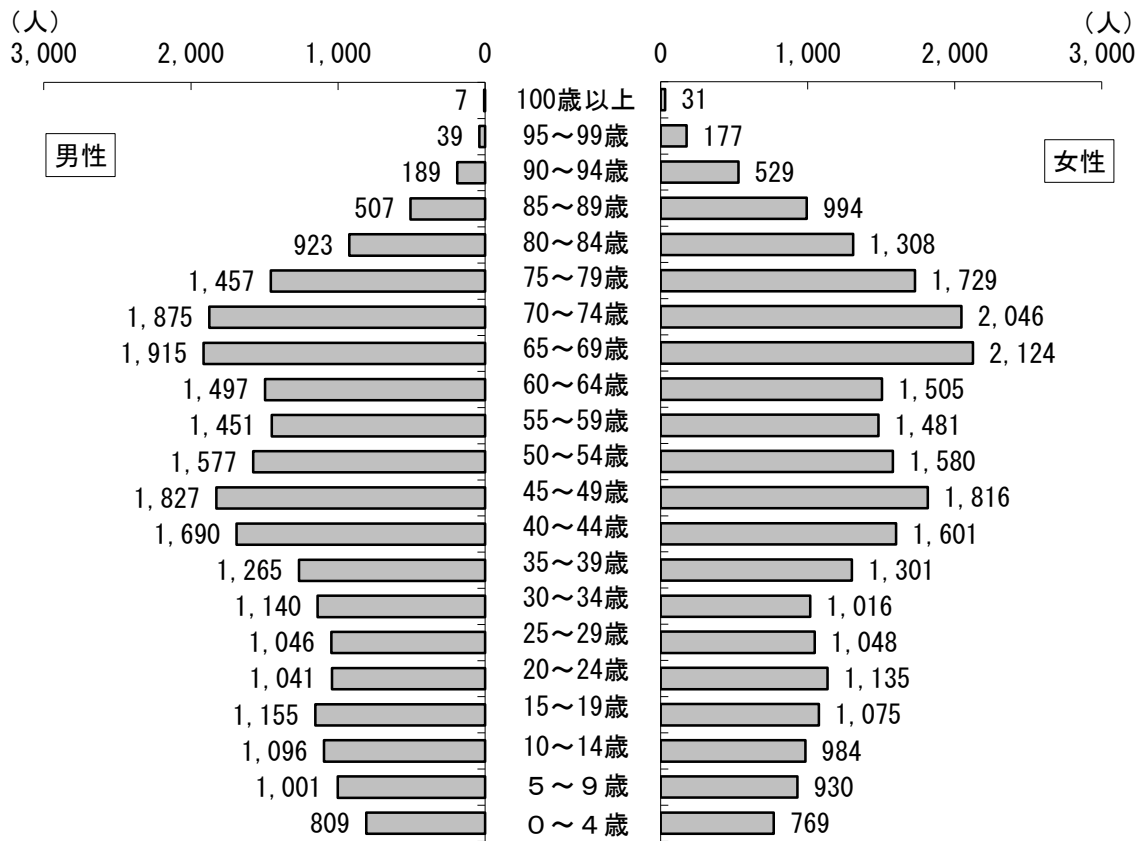
総人口の推移



資料：住民基本台帳 4月1日現在

平成25年から総人口は減少傾向にあります。また、平成28年以降、毎年250人以上減少しています。

5 歳階級別人口

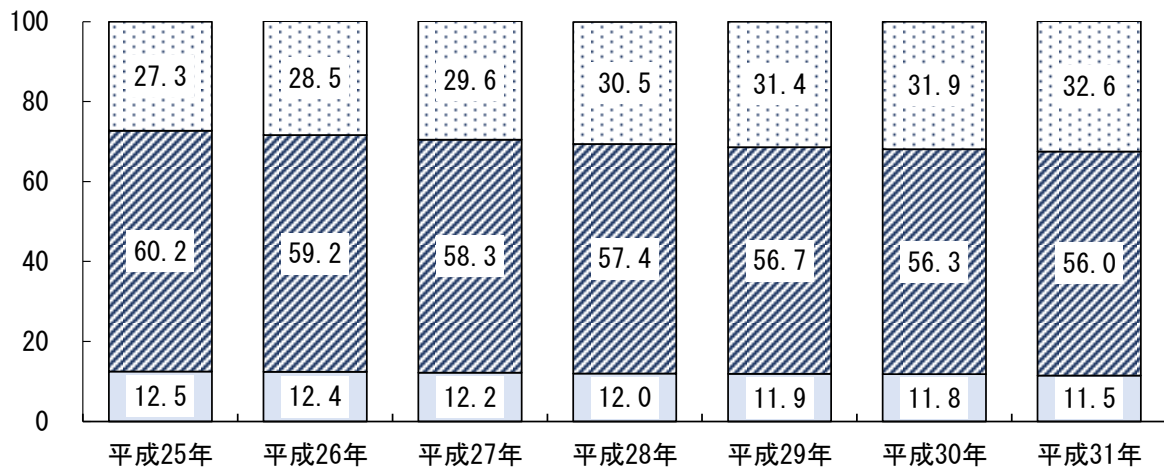


資料：住民基本台帳 平成31年4月1日現在

男女共に65～69歳が最も多くなっています。また、男性は、15～19歳よりも20～24歳、25～29歳は100人以上少なくなっています。

年齢3階層別人口

(%)



□年少人口

▨生産年齢人口

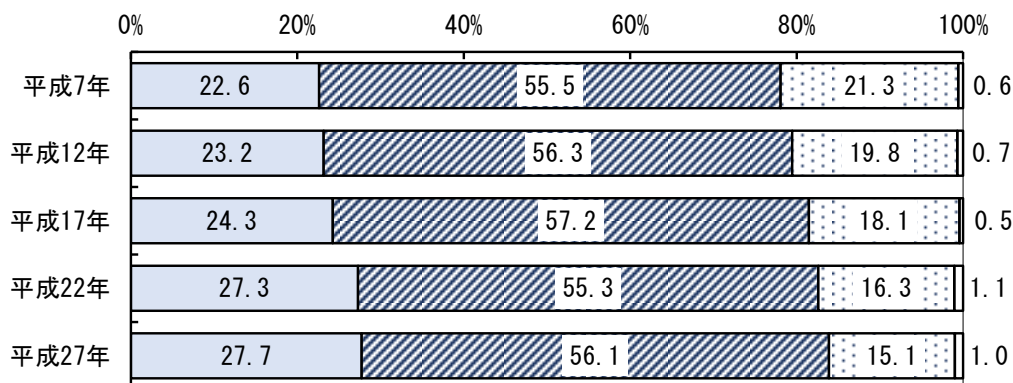
□老年人口

資料：住民基本台帳 4月1日現在

年少人口は、平成25年には12.5%でしたが、減少傾向にあり、平成31年には11.5%となっています。老年人口は、平成25年には27.3%でしたが、増加傾向にあり、平成31年には32.6%となっており、少子高齢化が進行しています。

年少人口 : 15歳未満の人口のこと。
 生産年齢人口 : 15歳以上65歳未満の人口のこと。
 老年人口 : 65歳以上の人口のこと。

世帯構成割合



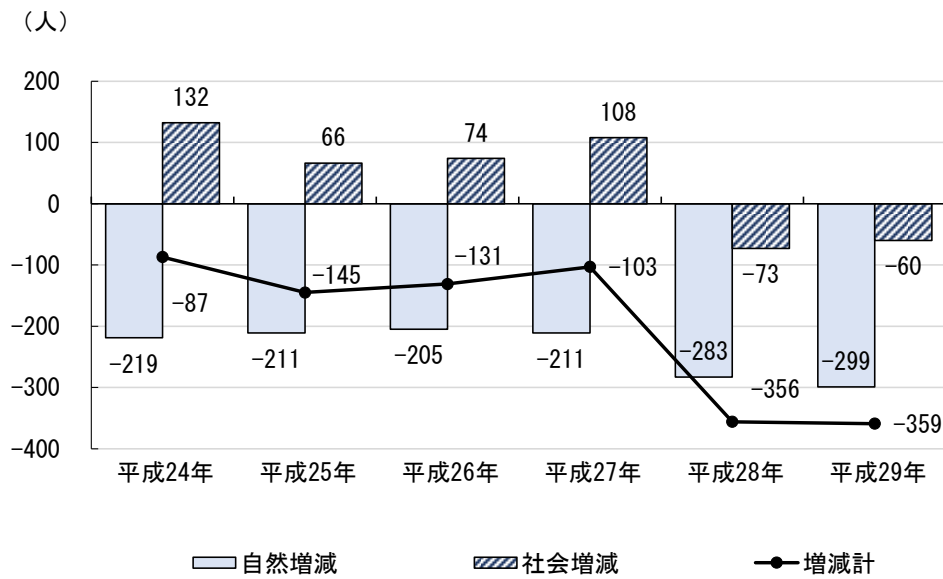
□単独世帯数 □核家族世帯 □その他の親族世帯 □非親族世帯

資料：国勢調査

単独世帯数が増加し核家族世帯は横ばいとなっており、その他の親族世帯は減少しています。

非親族世帯：世帯主と親族関係にない人がいる世帯

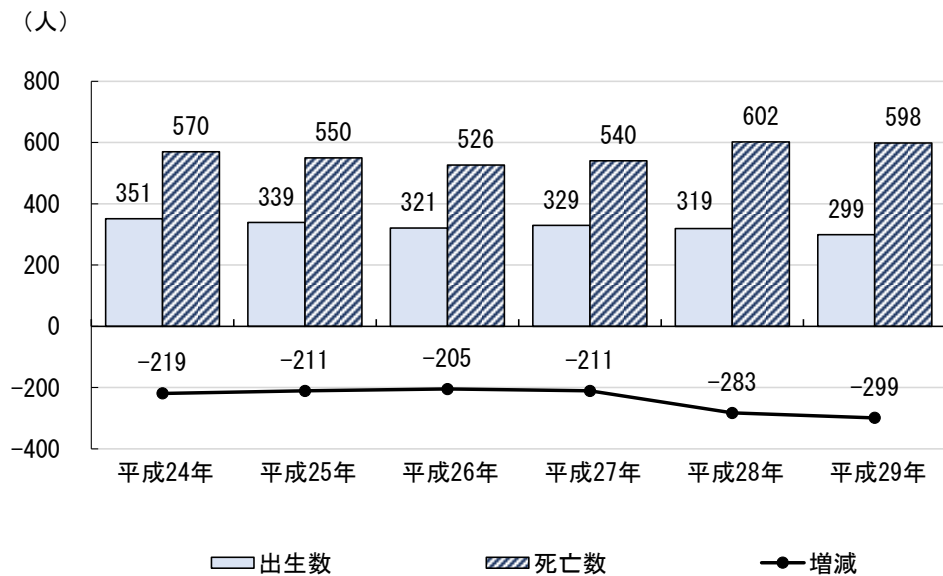
人口動態の推移



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（自然増減）、
「住民基本台帳人口移動報告」（社会増減）をもとに伊豆の国市が作成

人口減少について、社会動態は平成27年までは増加していましたが、平成28年以降は減少に
転じ、自然動態は社会動態の増加分を上回って減少しています。

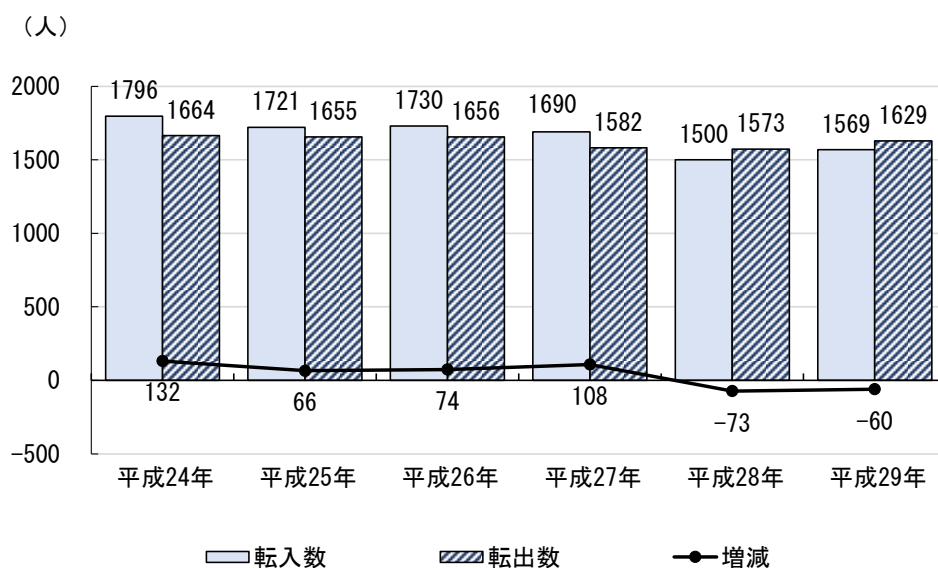
自然動態の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

平成27年を除いて出生数が減少し続けており、また、平成28年に死亡数が60人以上増加して
います。自然動態全体では、平成28年の減少が大きくなっており、平成29年には-299人となっ
ています。

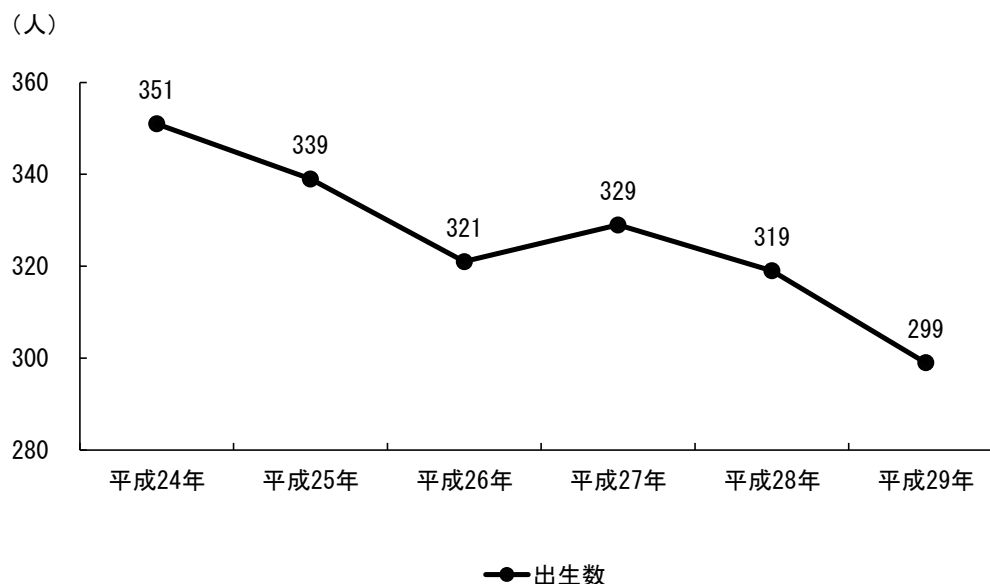
社会動態の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

平成28年に転出数が減少しましたが、転入数が減少したため、社会動態では人口減になっています。また、平成29年は転入数が増加しましたが、再び転出数も増加しており、社会動態では人口減が続いています。

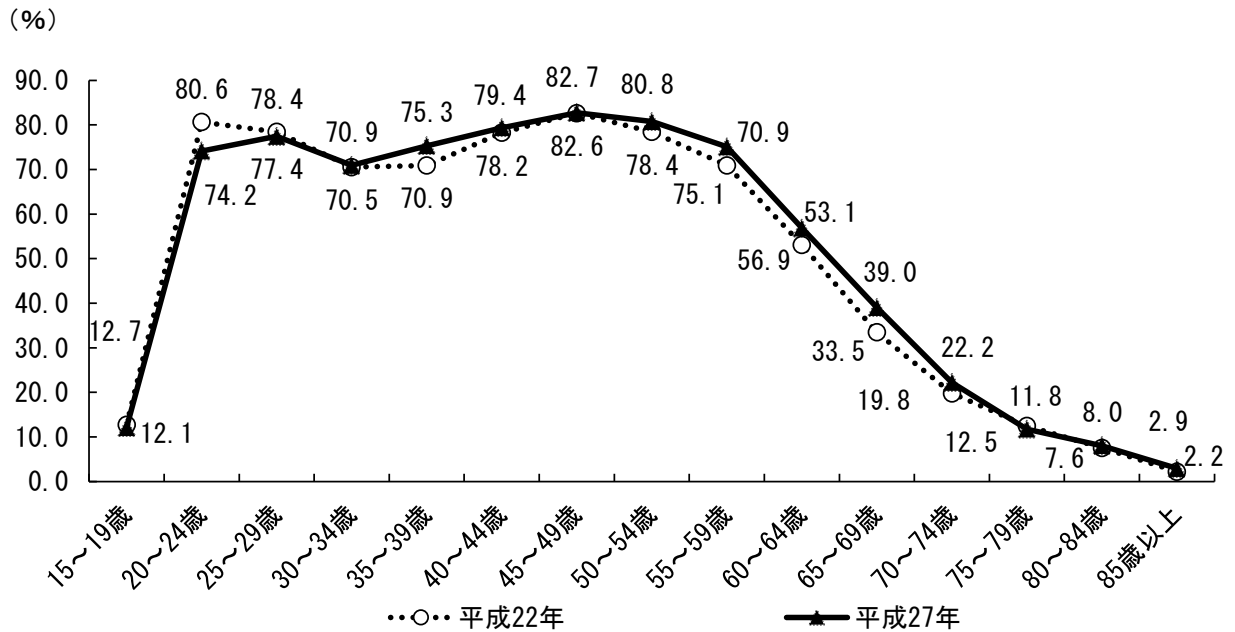
出生数



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

平成27年に出生数は増加しているものの、全体の傾向としては、平成24年以降、出生数は減少しています。

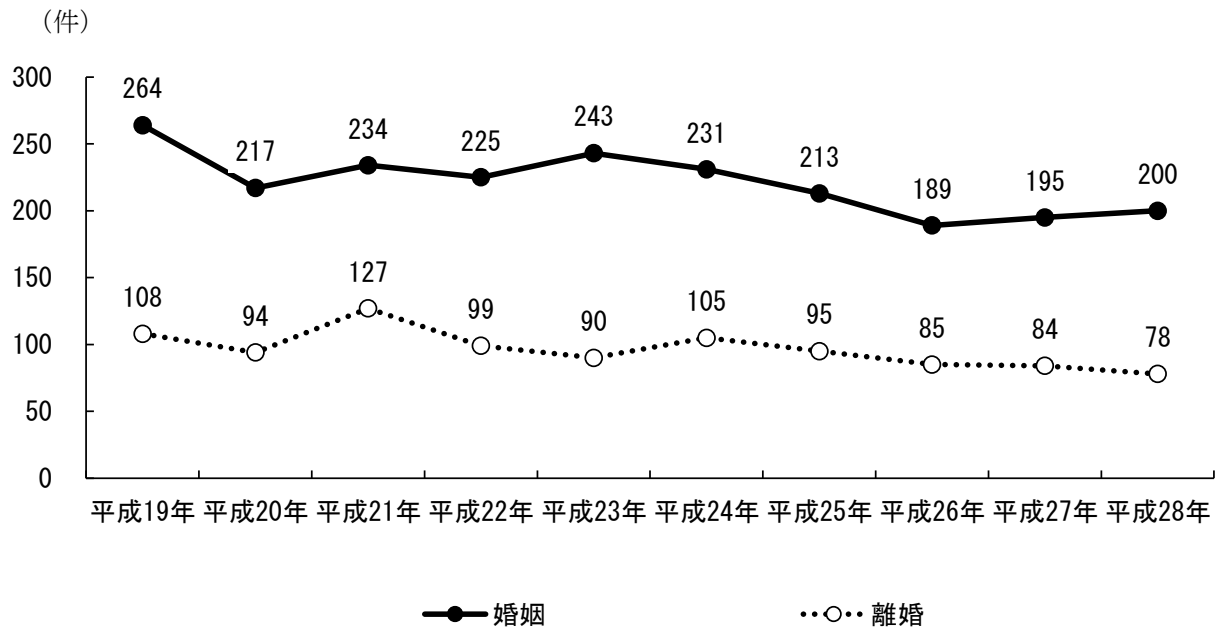
年齢別働く女性の比較



資料：国勢調査

平成27年では、20~24歳から55~59歳までの間について、どの世代でも7割以上が就労していますが、30~34歳での就労の割合は他の世代よりも5ポイント以上小さくなっており、M字曲線を描いています。

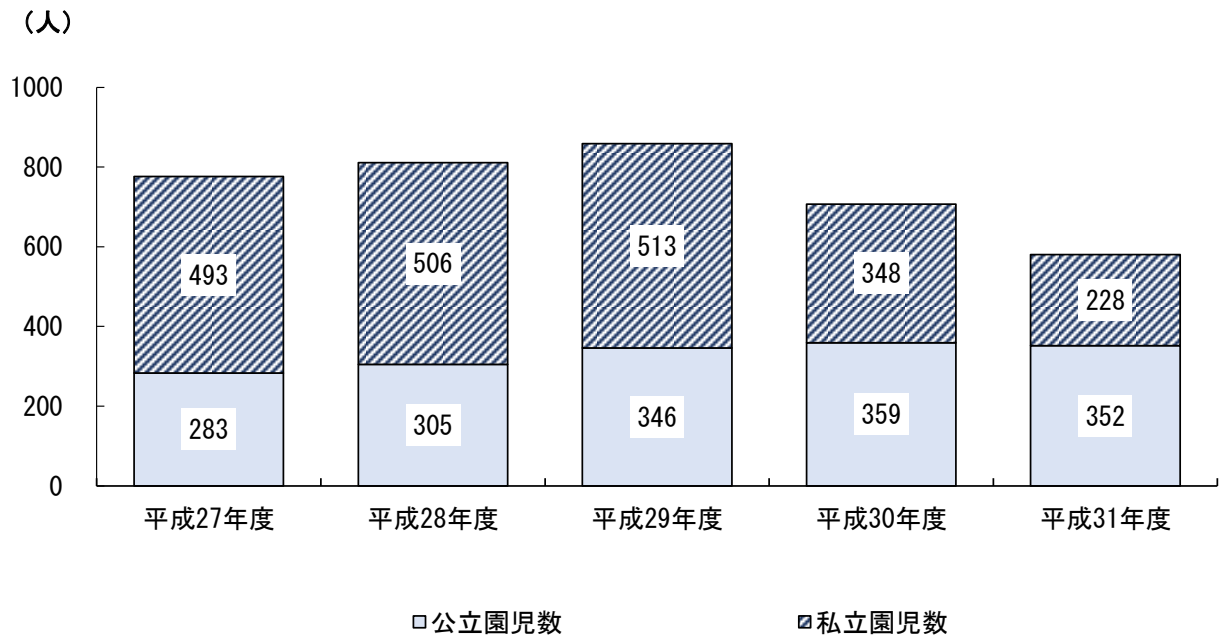
婚姻と離婚の推移



資料：人口動態統計

平成19年以降、婚姻は増減を繰り返しながら、緩やかに減少しており、平成28年には200件まで減少しています。離婚はほぼ横ばいとなっています。

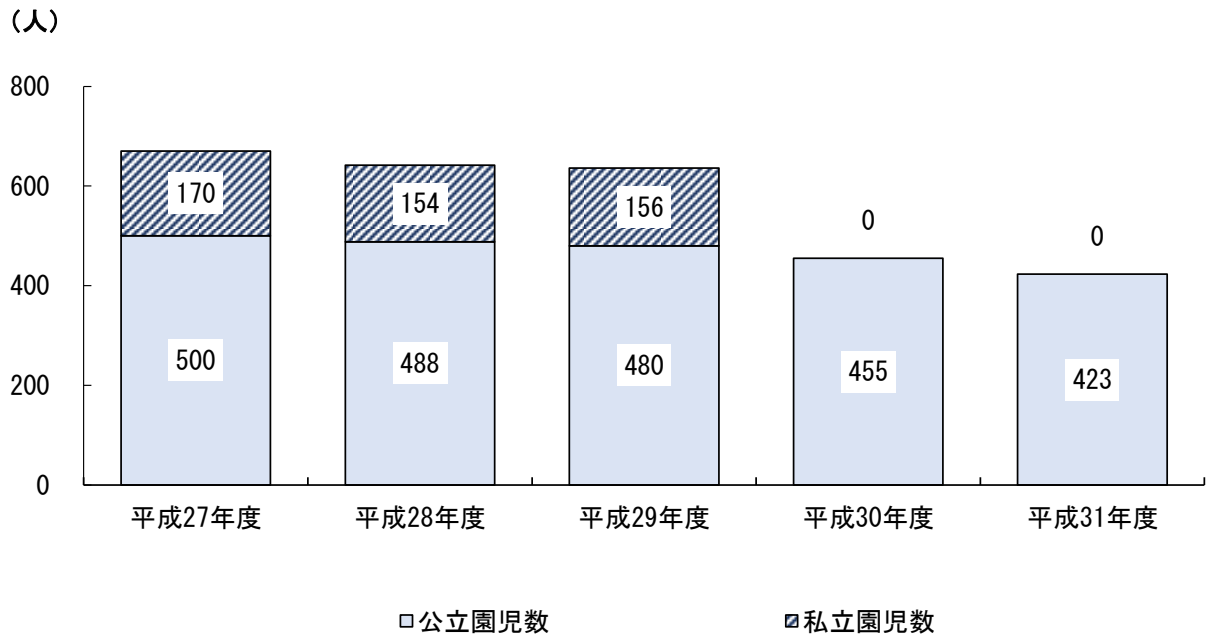
保育園児数の推移（地域型保育を含む）



資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

保育園の園児数は増加傾向にありました。平成30年度に小規模保育事業が1園認可されましたが、平成30年度と平成31年度に私立保育園がそれぞれ1園ずつ認定こども園に移行したことにもない、保育園の園児数は減少となりました。

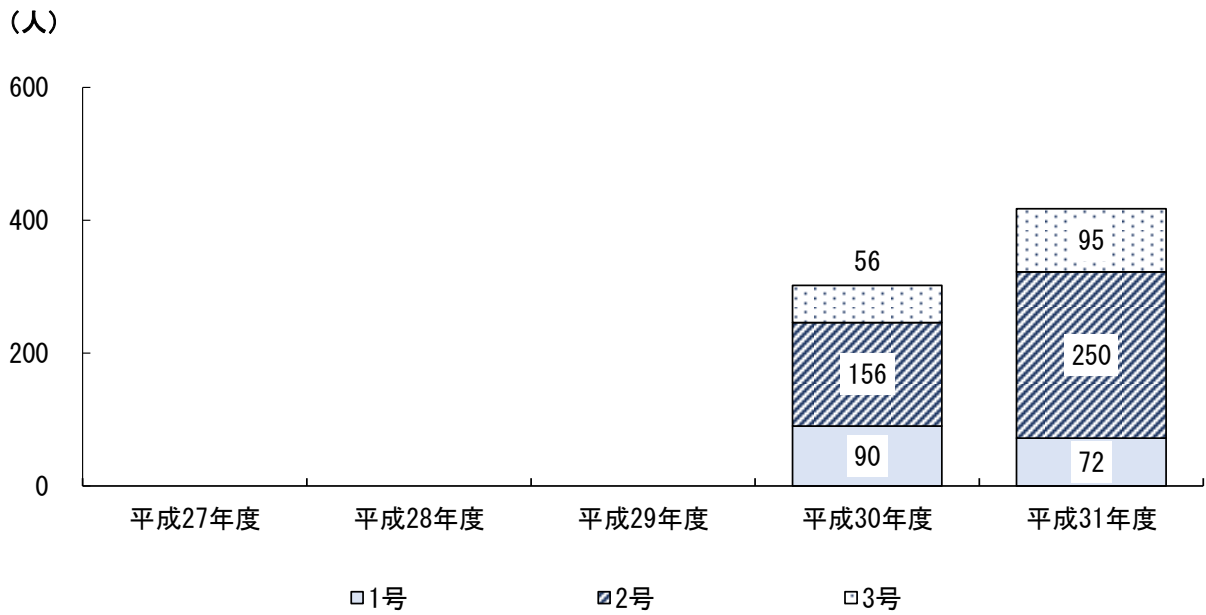
幼稚園の園児数の推移



資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

公立幼稚園の園児数は減少傾向にあります。また、私立幼稚園は平成30年度に認定こども園に移行したことにより、園児数が0人になりました。

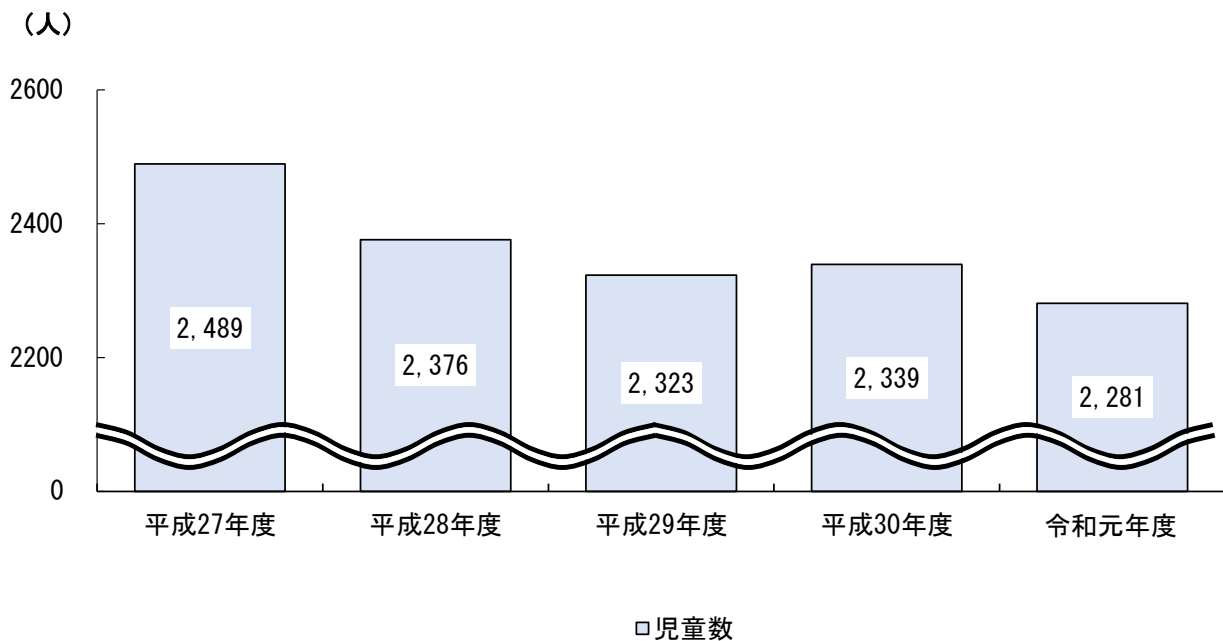
認定こども園の園児数の推移



資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

私立の保育園、幼稚園が認定こども園に移行したことに伴い、平成30年度、平成31年度に認定こども園の園児数は増加しています。

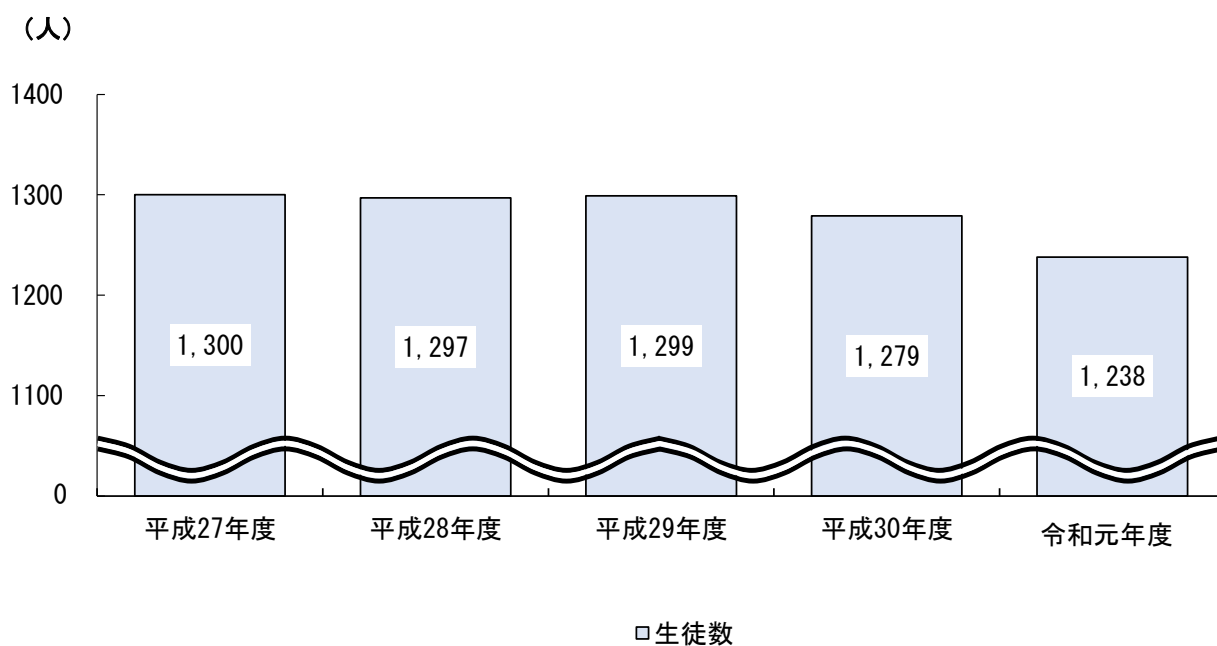
小学校児童数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

児童数は減少傾向にあります。

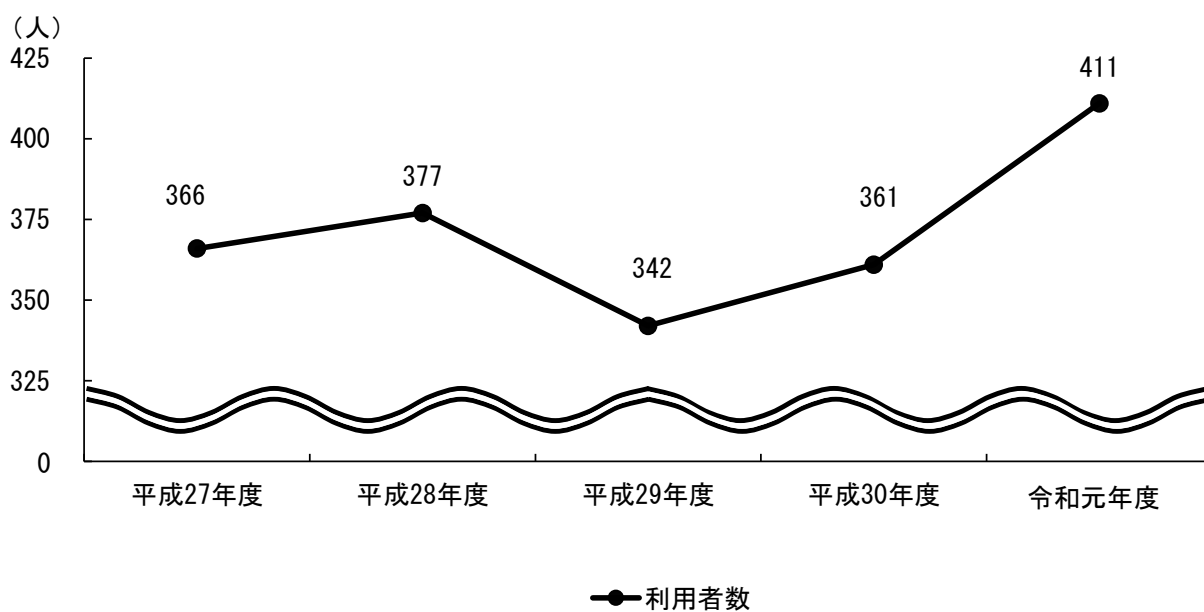
中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

生徒数は、減少傾向にあります。

放課後児童クラブ利用者数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

放課後児童クラブの利用者は、平成27年度から平成30年度まで350人前後で推移していましたが、平成30年度より利用対象学年の拡大をしたため、増加傾向にあります。

第2節 アンケート調査の結果

1. 調査の概要

調査目的

市民の教育・保育・子育てに関する現在の状況や今後の利用希望を把握し、令和元年度に策定する新たな「伊豆の国市子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを算出するために実施しました。

調査対象

就学前児童：就学前児童の保護者（1,000人）

就学児童：小学生の保護者（1,238人）

対象地域

伊豆の国市内全域

調査方法

郵送配布・郵送回収

調査期間

平成30年12月21日～平成31年1月15日

回収状況

	発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,000	566	56.6%	566	56.6%
就学児童	1,238	619	50.0%	619	50.0%

報告書を見る際の注意点

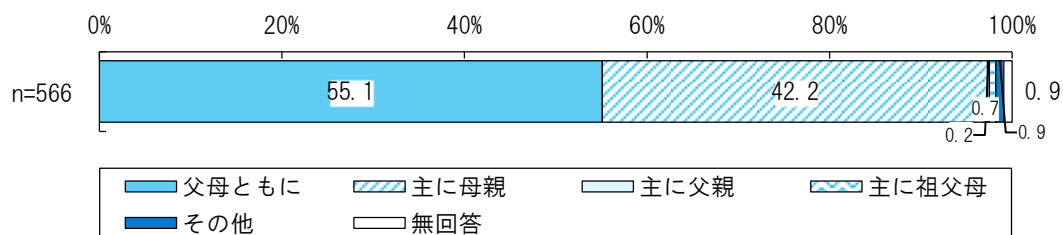
- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2. 調査結果

<未就学児童調査結果>

子育てを主に行っている人

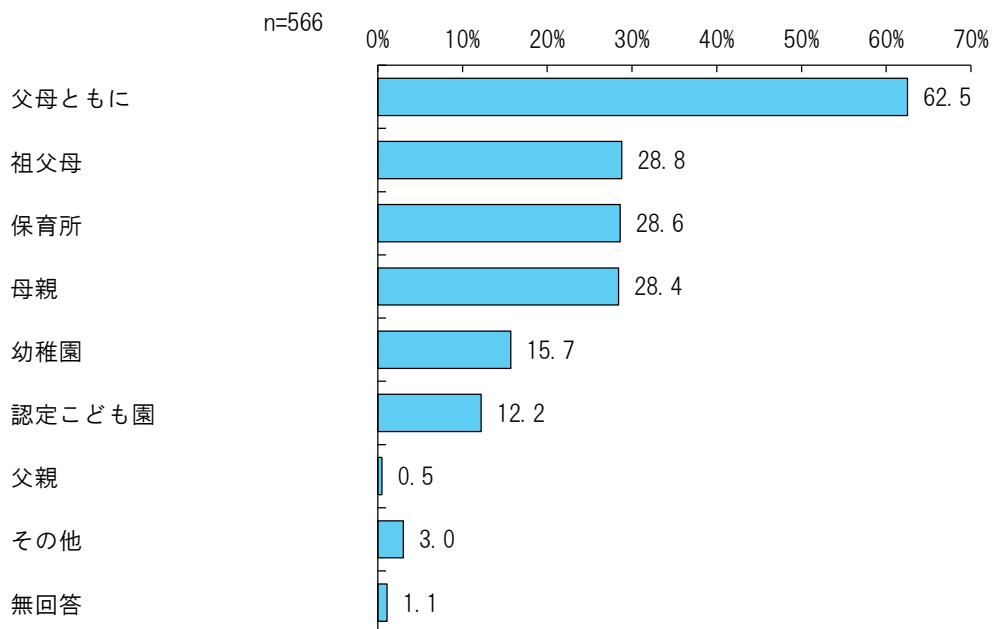
問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が55.1%と最も多く、次いで「主に母親」が42.2%、「主に祖父母」が0.7%などとなっています。

子育てに日常的に関わっている人（施設）

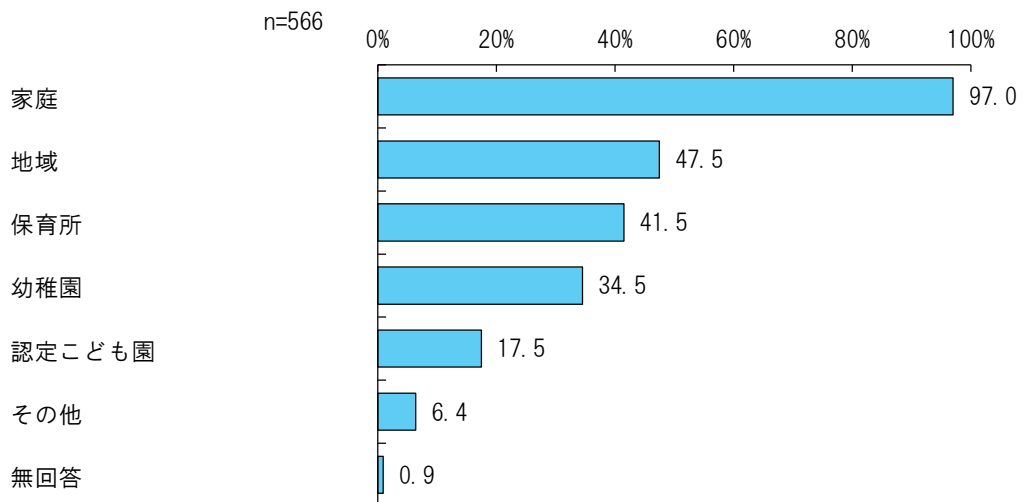
問10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。



子育てに日常的に関わっている人（施設）は、「父母ともに」が62.5%と最も多く、次いで「祖父母」が28.8%、「保育所」が28.6%などとなっています。

子育てに影響すると思われる環境

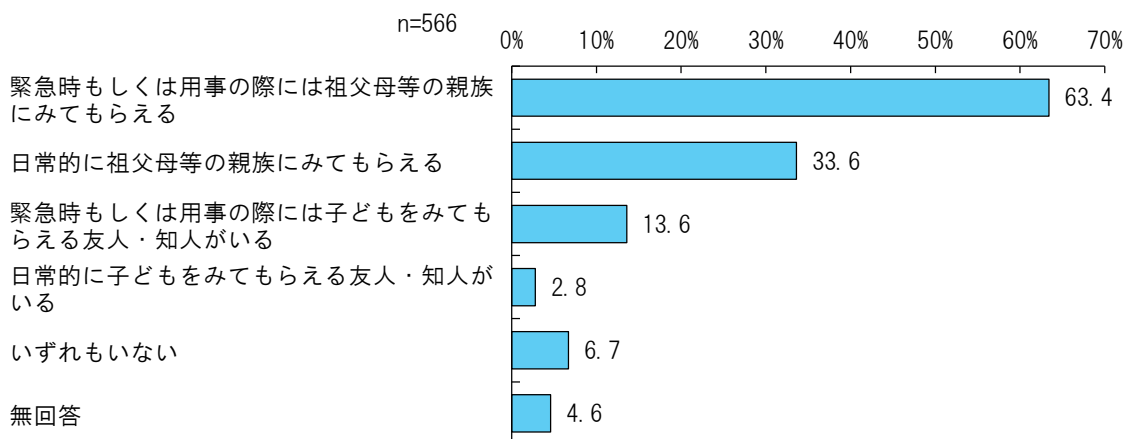
問11 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。



子育てに影響すると思われる環境は、「家庭」が97.0%と最も多く、次いで「地域」が47.5%、「保育所」が41.5%などとなっています。

日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

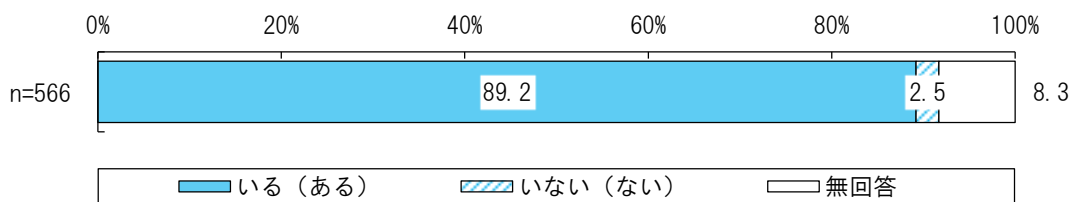
問12 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.4%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が33.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が13.6%などとなっています。

子育てをする上で相談できる人の有無

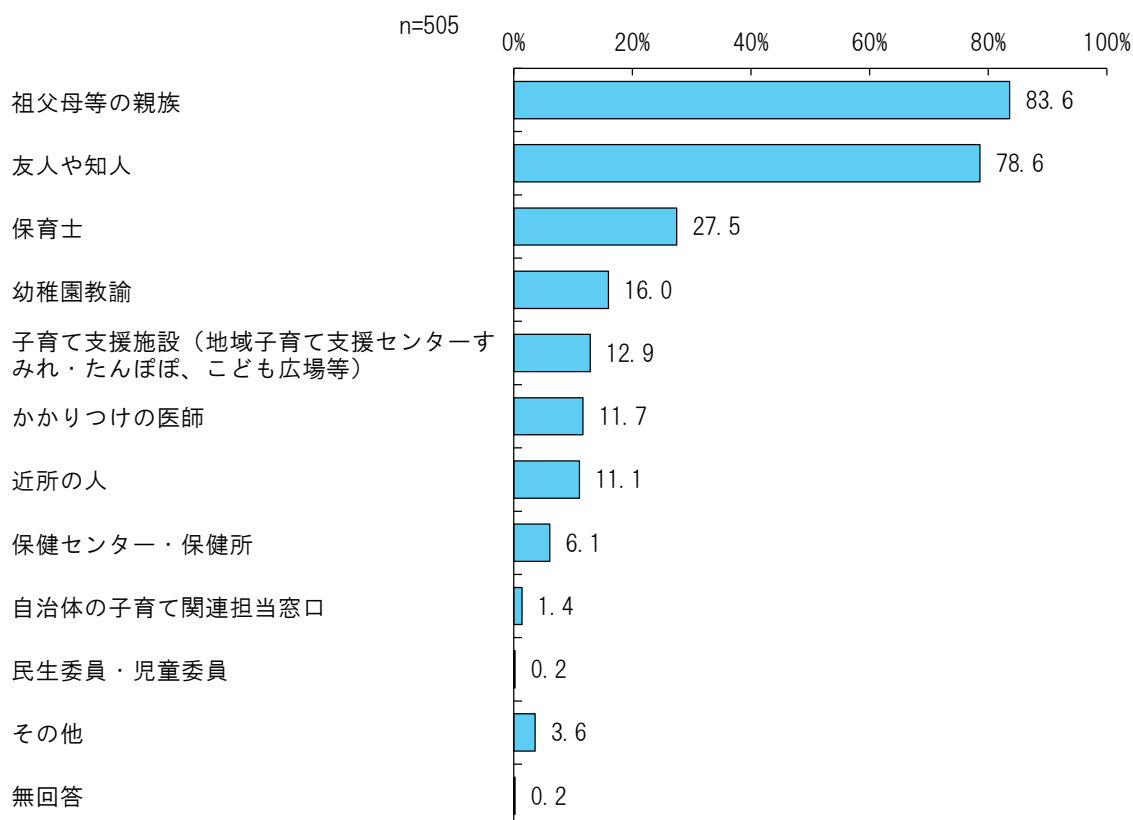
問13 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



子育てをする上で相談できる人の有無は、「いる (ある)」が89.2%、「いない (ない)」が2.5%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる先

問13-1 問13で「1. いる (ある)」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

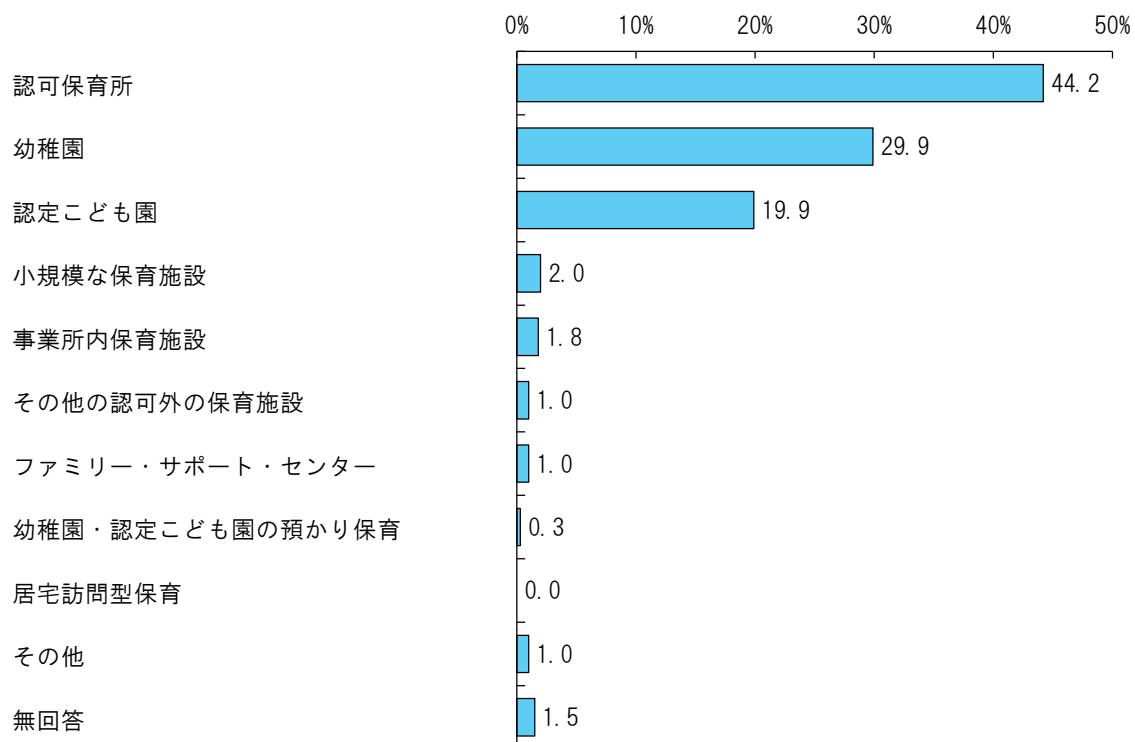


子育てに関して気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が83.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が78.6%、「保育士」が27.5%などとなっています。

定期的に利用している教育・保育事業

※ 問18で「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」と回答した方のみ
問18-1 平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的にご利用している事業をすべてお答えください。

n=391

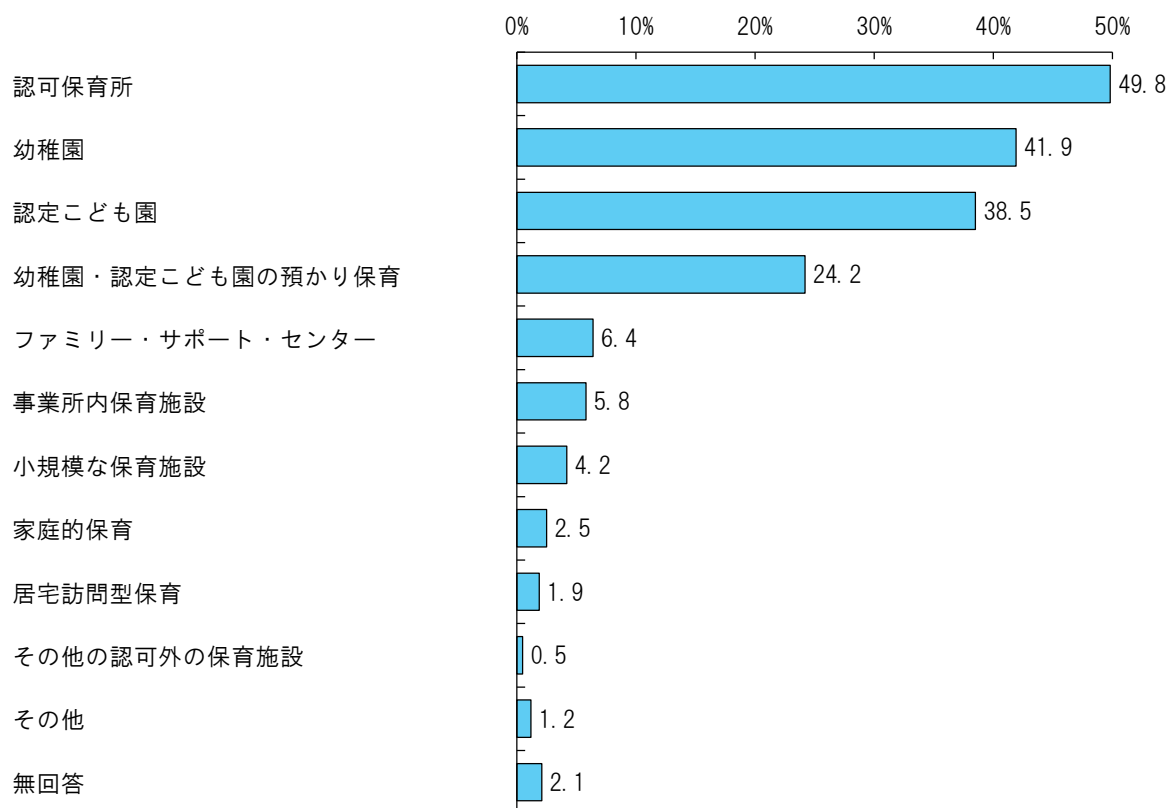


定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が44.2%と最も多く、次いで「幼稚園」が29.9%、「認定こども園」が19.9%などとなっています。

定期的に利用したい教育・保育事業

問19 宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。

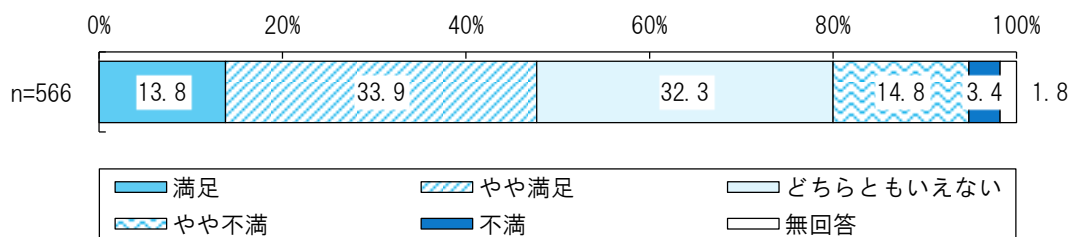
n=566



定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が49.8%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.9%、「認定こども園」が38.5%などとなっています。

地域の子育ての環境や支援への満足度

問31 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。

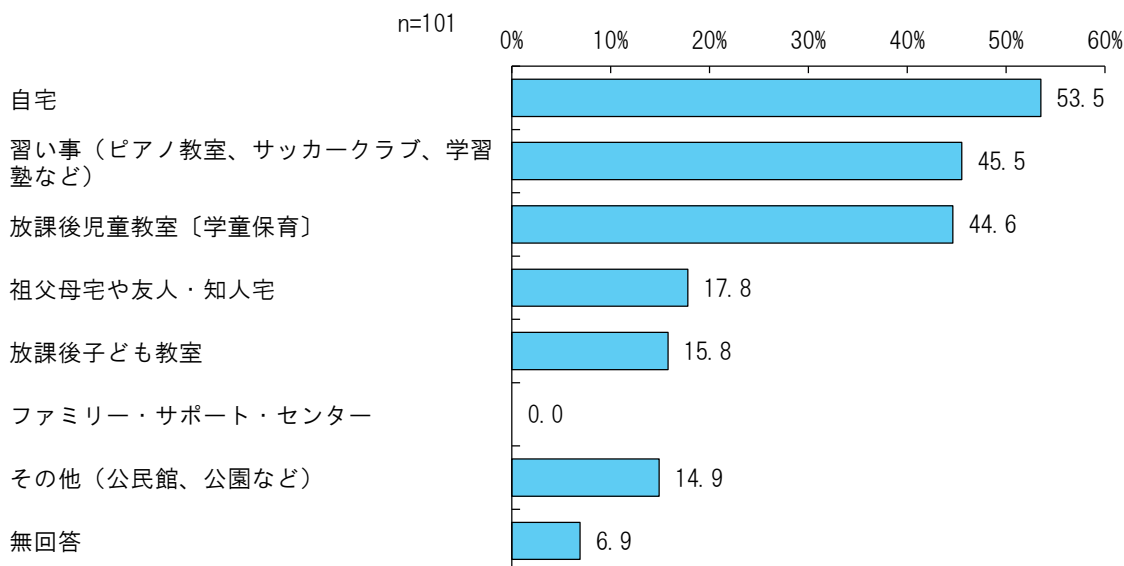


地域の子育ての環境や支援への満足度は、「やや満足」が33.9%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が32.3%、「やや不満」が14.8%などとなっています。

小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

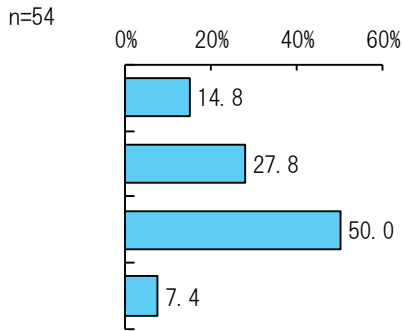
宛名のお子さんが5歳以上である方

問32 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童教室」（学童保育）の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

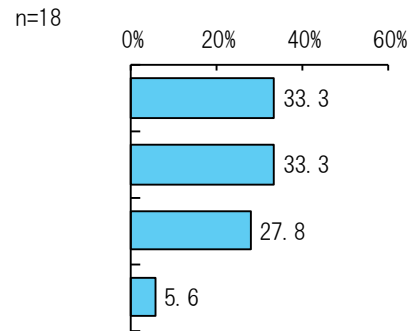


小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が53.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が45.5%、「放課後児童教室〔学童保育〕」が44.6%などとなっています。

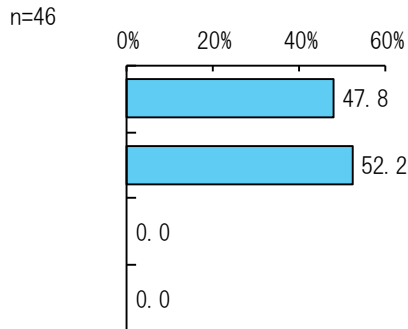
自宅



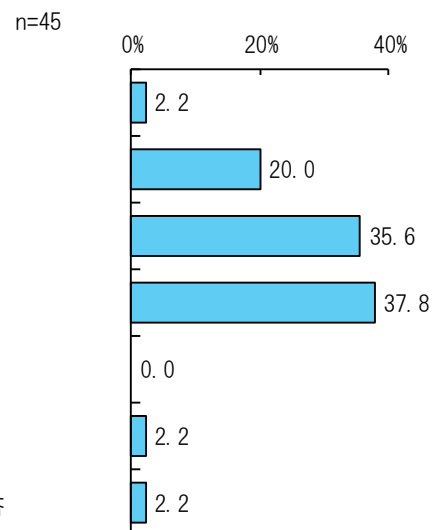
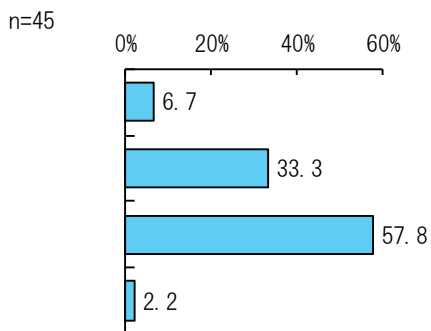
祖父母宅や友人・知人宅



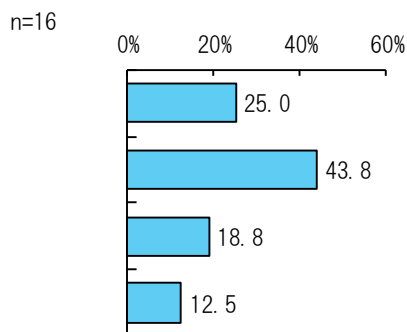
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）



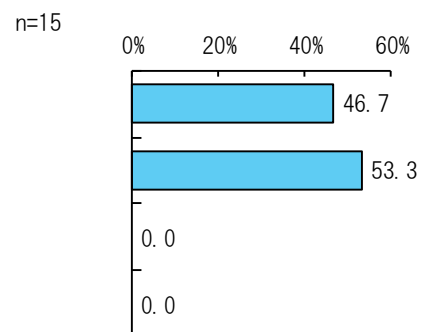
放課後児童教室〔学童保育〕



放課後子ども教室



その他（公民館、公園など）



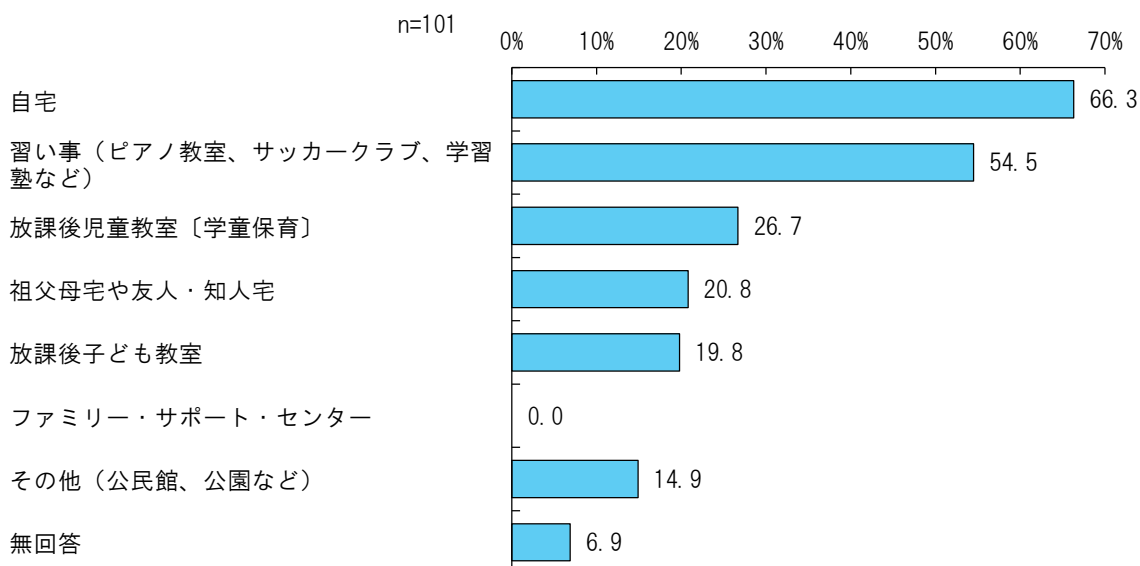
放課後を過ごさせたい場所は、自宅、放課後児童教室〔学童保育〕では「4~5日」が最も多く、習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）では「2~3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童教室〔学童保育〕の希望時間は「18時」までが最も多くなっています。

小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

【宛名のお子さんが5歳以上である方】

問33 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童教室」（学童保育）の場合には利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。



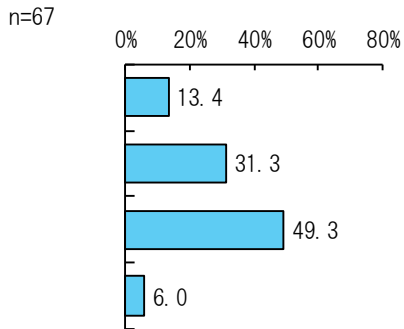
小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が66.3%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が54.5%、「放課後児童教室〔学童保育〕」が26.7%などとなっています。

低学年と高学年での違い

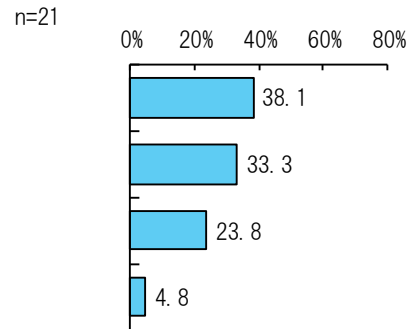
放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年と高学年で、順位に変化はありませんでした。しかし、「自宅」が低学年で53.5%、高学年で66.3%と、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が低学年で45.5%、高学年で54.5%と、学年が上がると自宅や習い事で過ごさせたい人が増えています。

一方、「放課後児童教室〔学童保育〕」が低学年で44.6%、高学年で26.7%と、学年が上がると学童保育で過ごさせたい人が減っています。

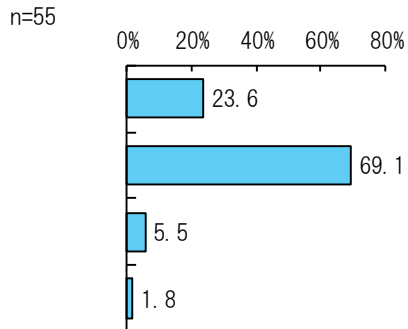
自宅



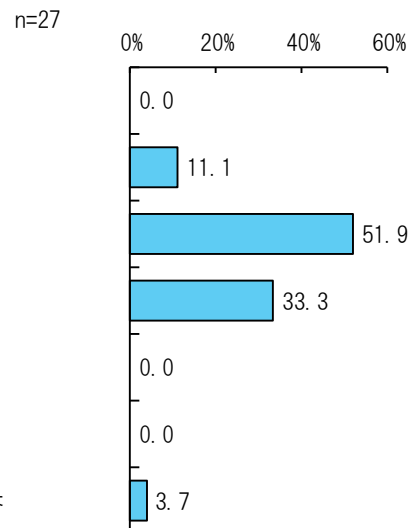
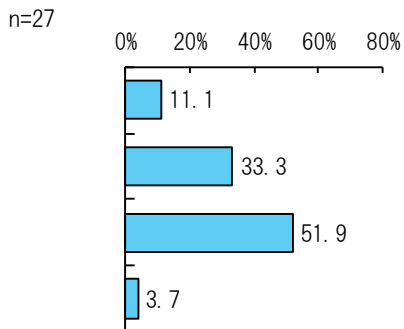
祖父母宅や友人・知人宅



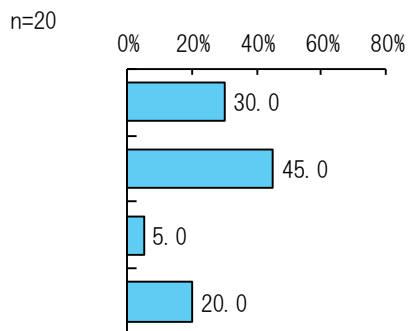
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）



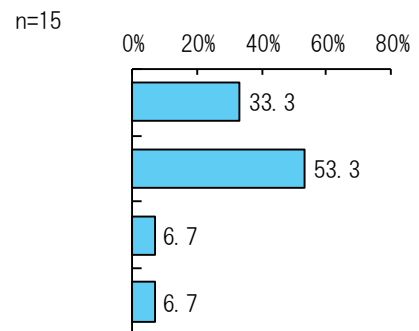
放課後児童教室〔学童保育〕



放課後子ども教室



その他（公民館、公園など）



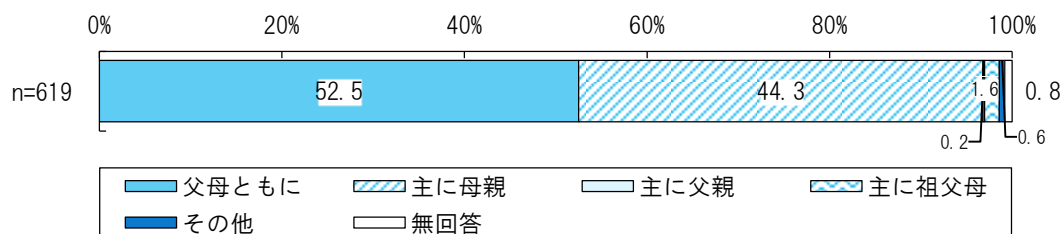
放課後を過ごさせたい場所は、放課後児童教室〔学童保育〕では「4~5日」が最も多く、習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）では「2~3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童教室〔学童保育〕の希望時間は「17時」までが最も多くなっています。

<就学児童調査結果>

子育てを主に行っている人

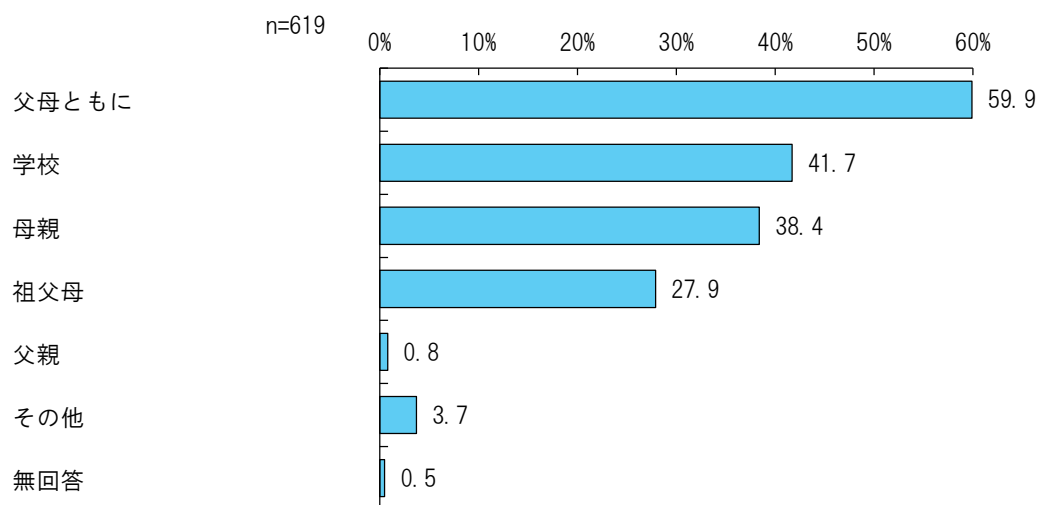
問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が52.5と最も多く、次いで「主に母親」が44.3%、「主に祖父母」が1.6%などとなっています。

子育てに日常的に関わっている人（施設）

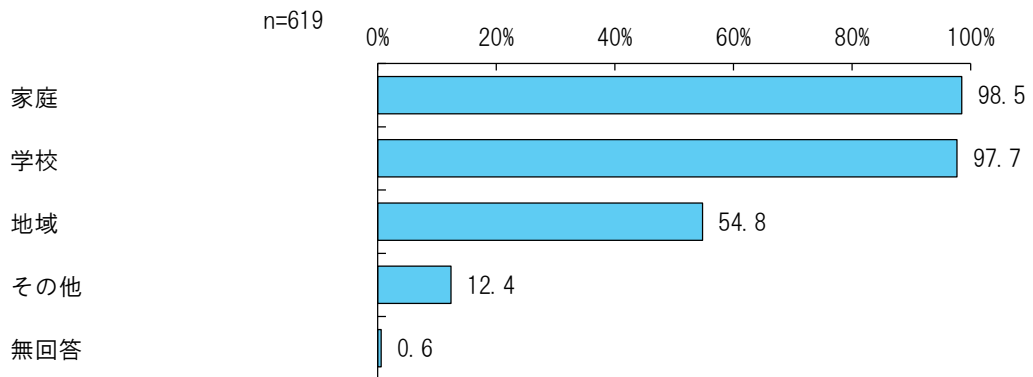
問10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。



子育てに日常的に関わっている人（施設）は、「父母ともに」が59.9%と最も多く、次いで「学校」が41.7%、「母親」が38.4%などとなっています。

子育てに影響すると思われる環境

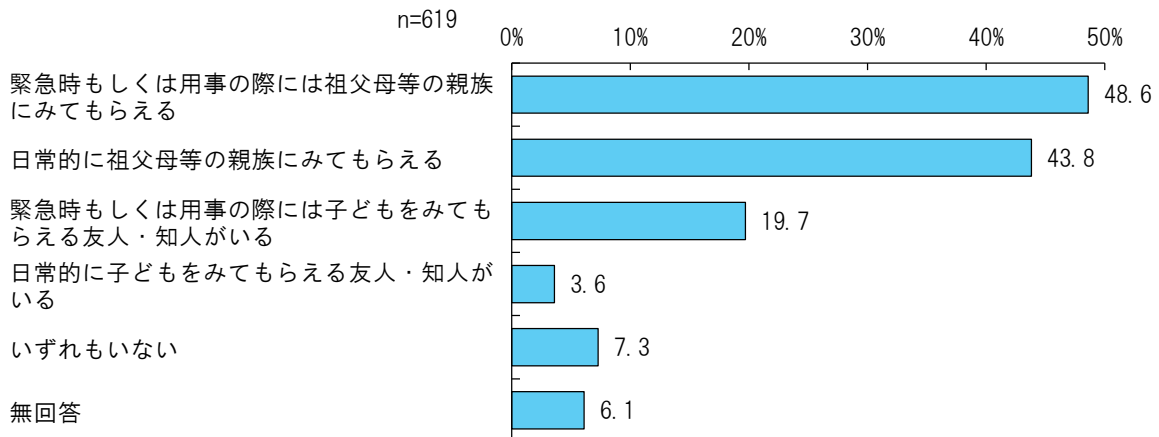
問11 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。



子育てに影響すると思われる環境は、「家庭」が98.5%と最も多く、次いで「学校」が97.7%、「地域」が54.8%などとなっています。

日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

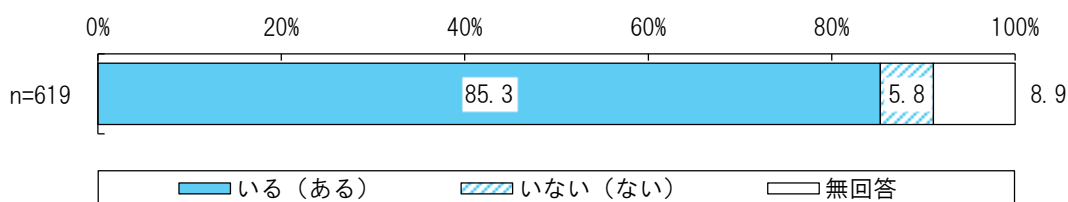
問12 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.6%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が19.7%などとなっています。

子育てをする上で相談できる人の有無

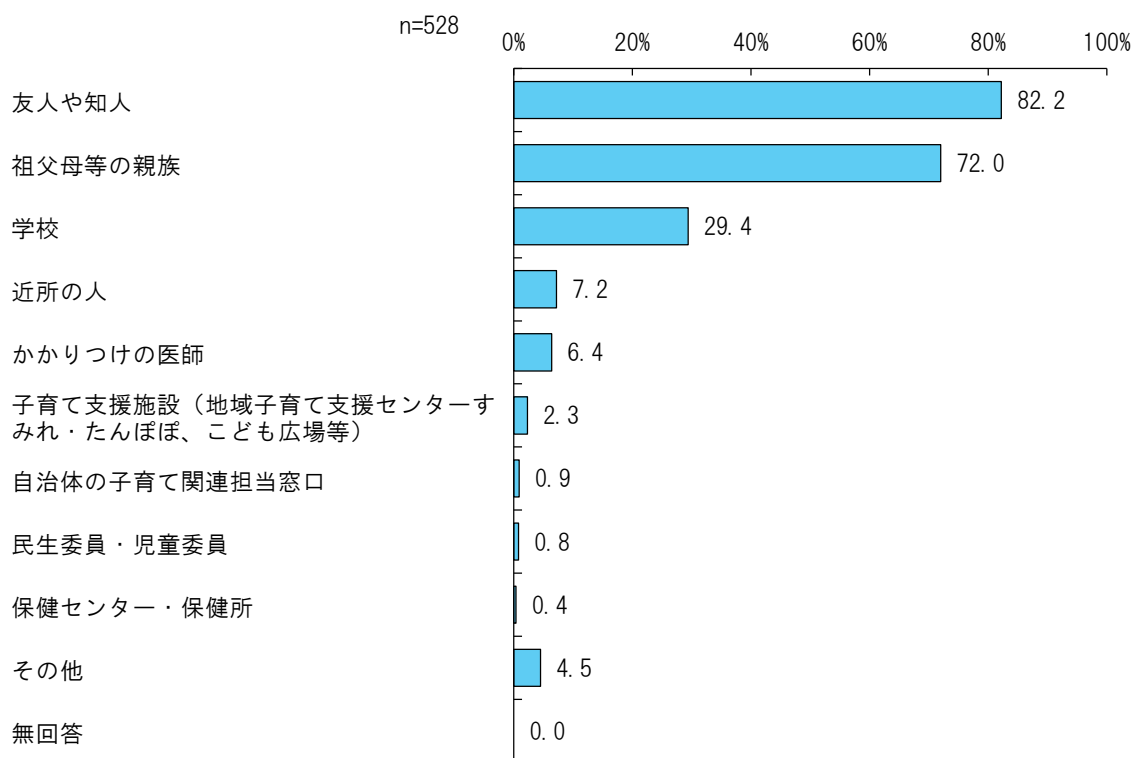
問13 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



子育てをする上で相談できる人の有無は、「いる（ある）」が85.3%、「いない（ない）」が5.8%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる先

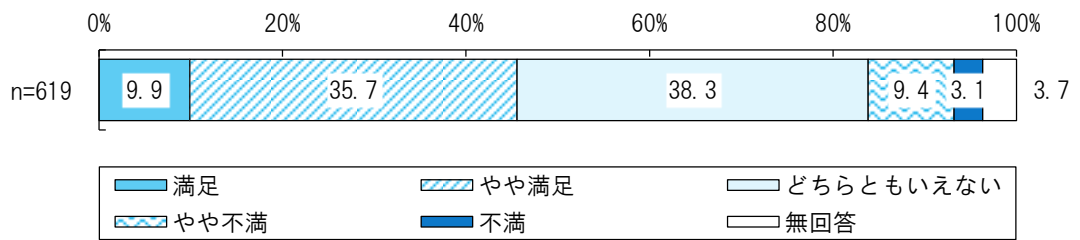
問13-1 問13で「1. いる（ある）」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



子育てに関して気軽に相談できる先は、「友人や知人」が82.2%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が72.0%、「学校」が29.4%などとなっています。

地域の子育ての環境や支援への満足度

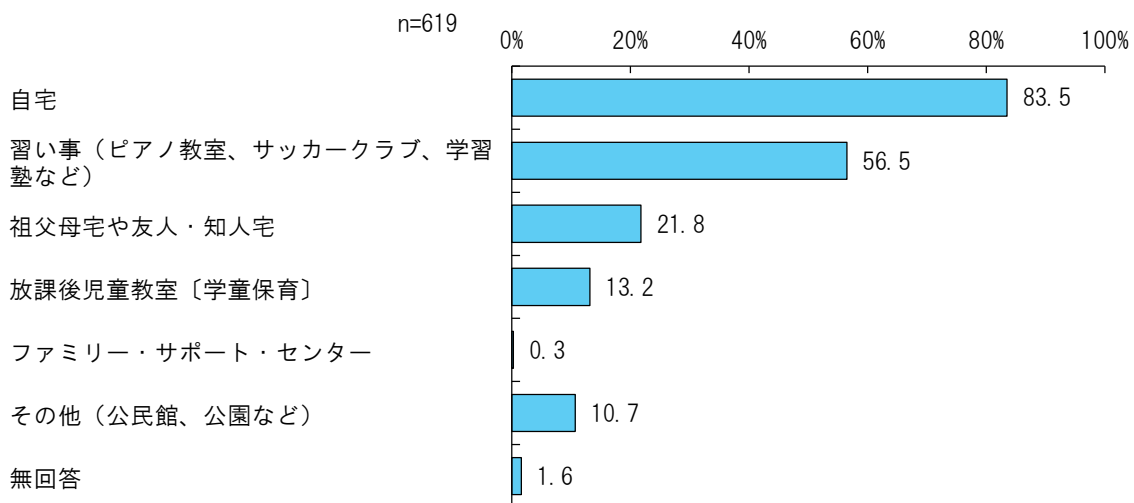
問21 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。



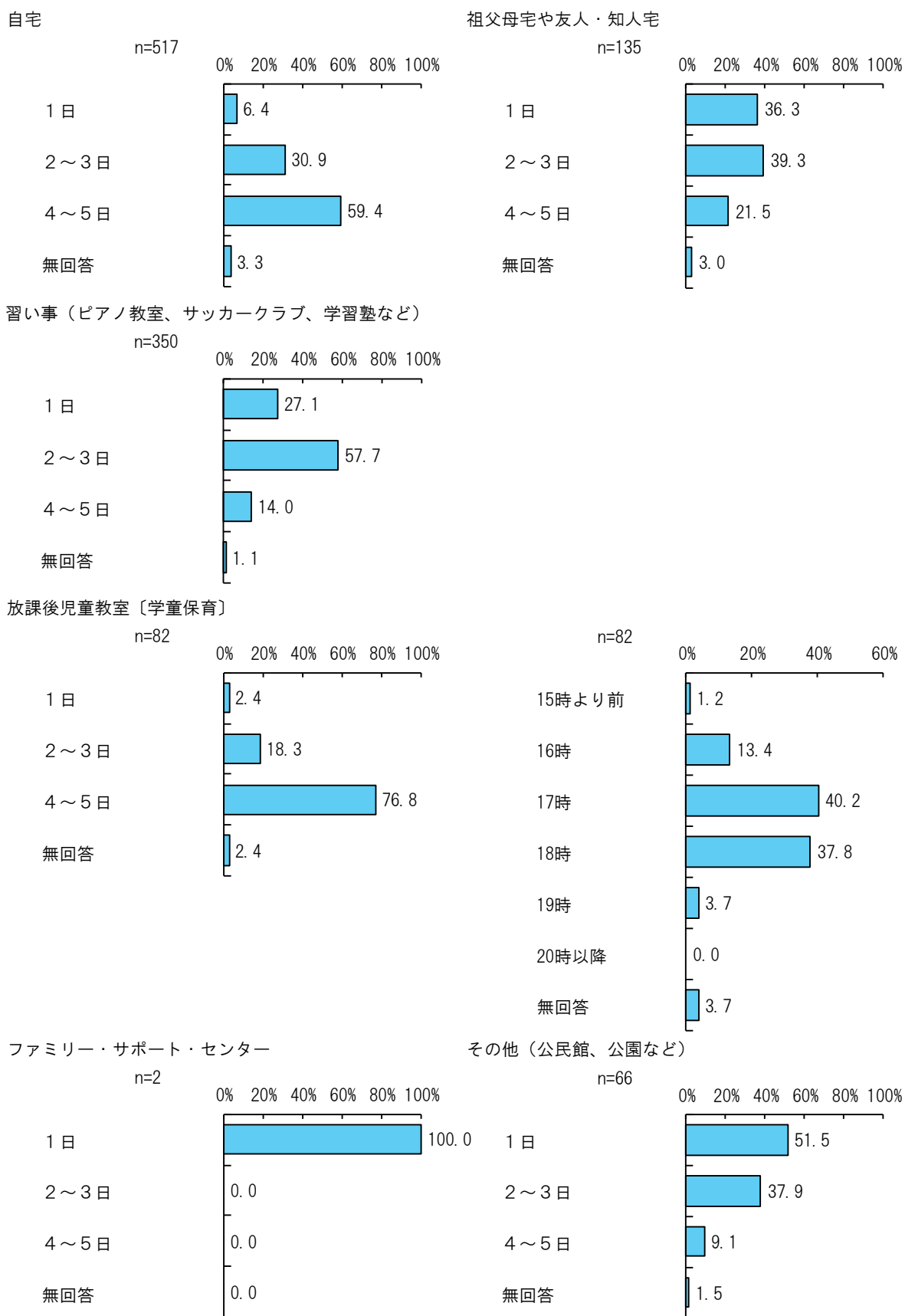
地域の子育ての環境や支援への満足度は、「どちらともいえない」が38.3%と最も多く、次いで「やや満足」が35.7%、「満足」が9.9%などとなっています。

放課後の時間を過ごさせている場所

問22 宛名のお子さんについて、現在、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童教室」（学童保育）の場合には、時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。



放課後の時間を過ごさせている場所は、「自宅」が83.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が56.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.8%などとなっています。



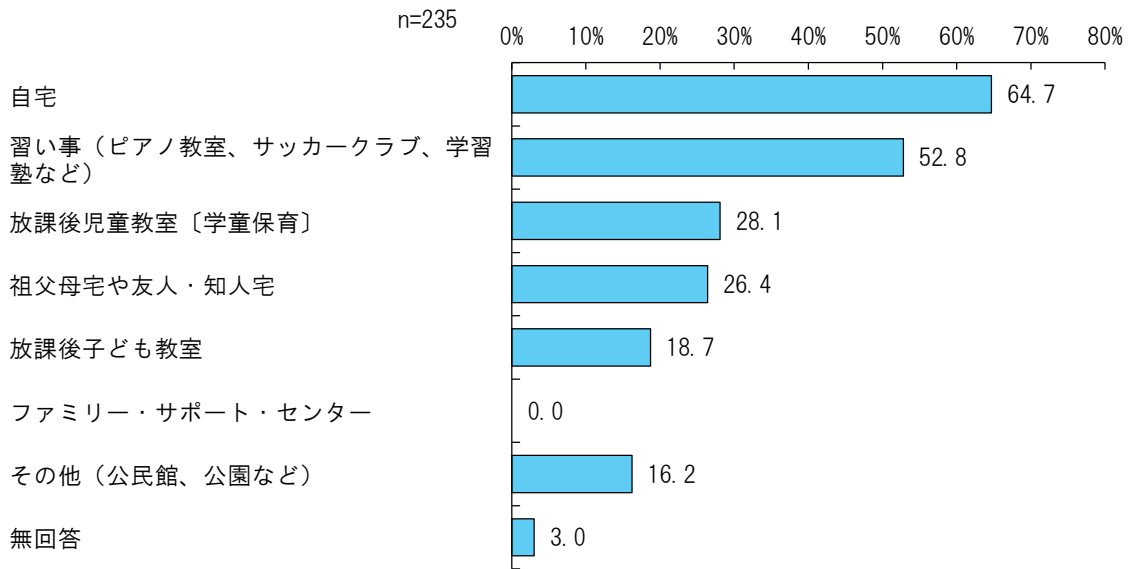
放課後を過ごさせている場所は、自宅、放課後児童教室〔学童保育〕では「4～5日」が最も多く、習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）では「2～3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童教室〔学童保育〕の利用時間は「17時」までが最も多くなっています。

小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

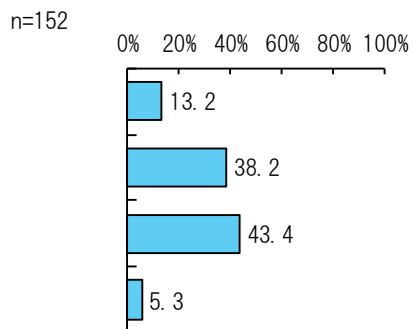
宛名のお子さんが小学校低学年（1～3年生）の方にうかがいます。

問23 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童教室」（学童保育）の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

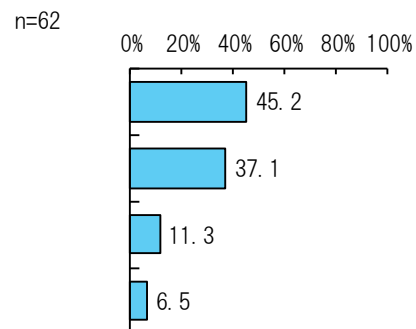


小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が64.7%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が52.8%、「放課後児童教室〔学童保育〕」が28.1%などとなっています。

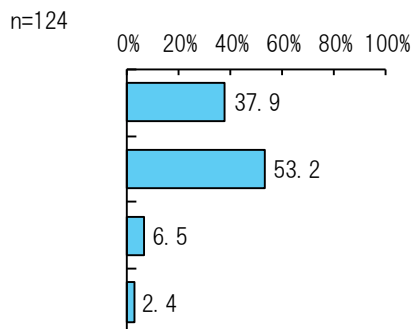
自宅



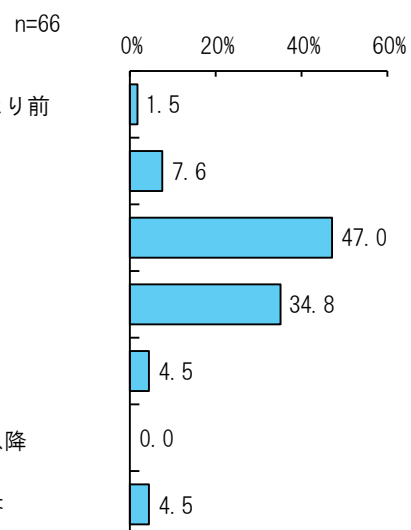
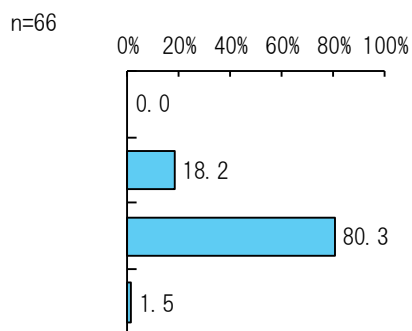
祖父母宅や友人・知人宅



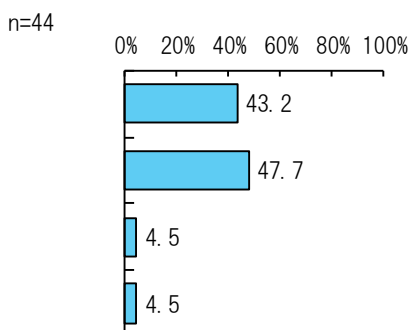
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）



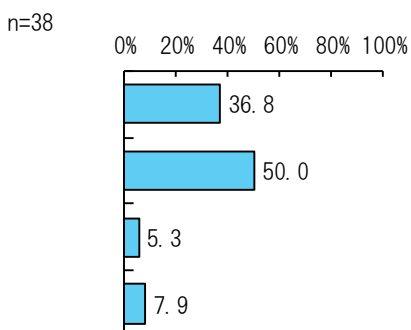
放課後児童教室〔学童保育〕



放課後子ども教室



その他（公民館、公園など）

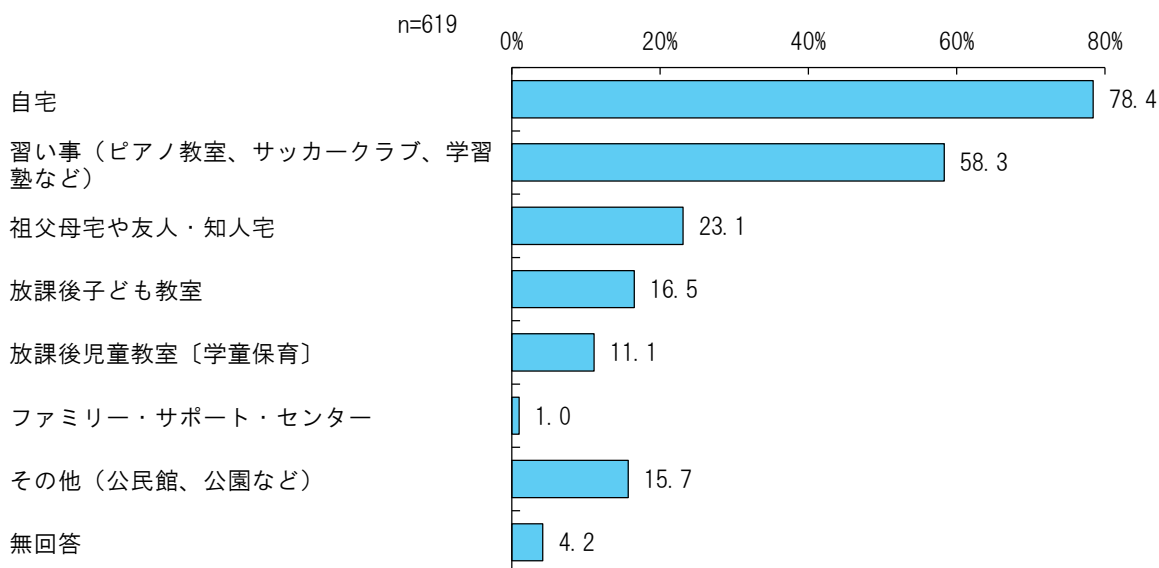


放課後を過ごさせたい場所は、放課後児童教室〔学童保育〕では「4~5日」が最も多く、習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）では「2~3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童教室〔学童保育〕の希望時間は「17時」までが最も多くなっています。

小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

問24 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童教室」（学童保育）の場合には利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。



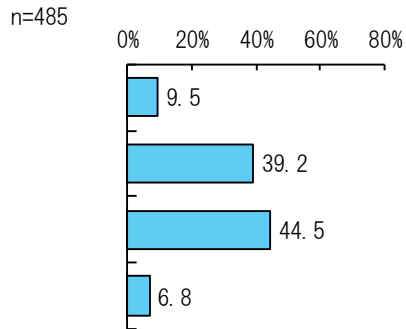
小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が78.4%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が58.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.1%などとなっています。

低学年と高学年での違い

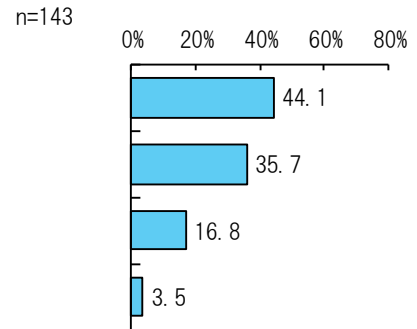
放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年と高学年で「祖父母宅や友人・知人宅」と「放課後児童教室 [学童保育]」が逆転しており、高学年では「祖父母宅や友人・知人宅」が「放課後児童教室 [学童保育]」よりも多くなっています。

一方、「放課後児童教室 [学童保育]」では低学年で28.1%、高学年で16.5%と、学年が上がると学童保育で過ごさせたい人が減少しています。

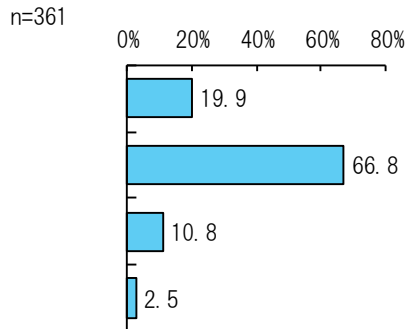
自宅



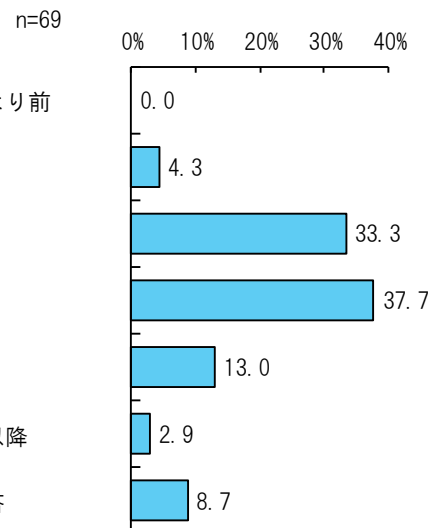
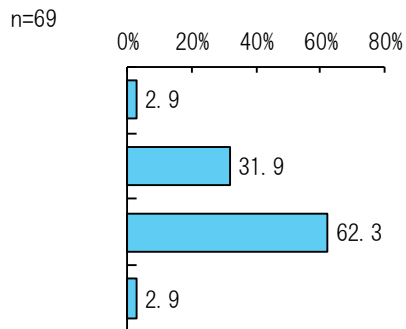
祖父母宅や友人・知人宅



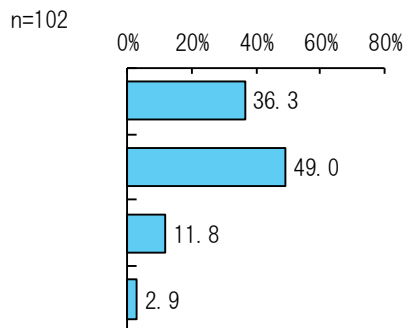
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）



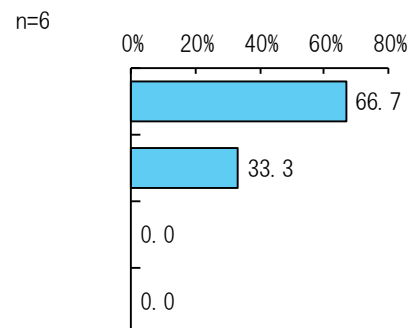
放課後児童教室〔学童保育〕



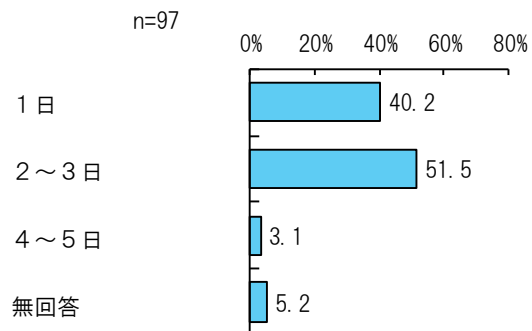
放課後子ども教室



ファミリー・サポート・センター



その他（公民館、公園など）

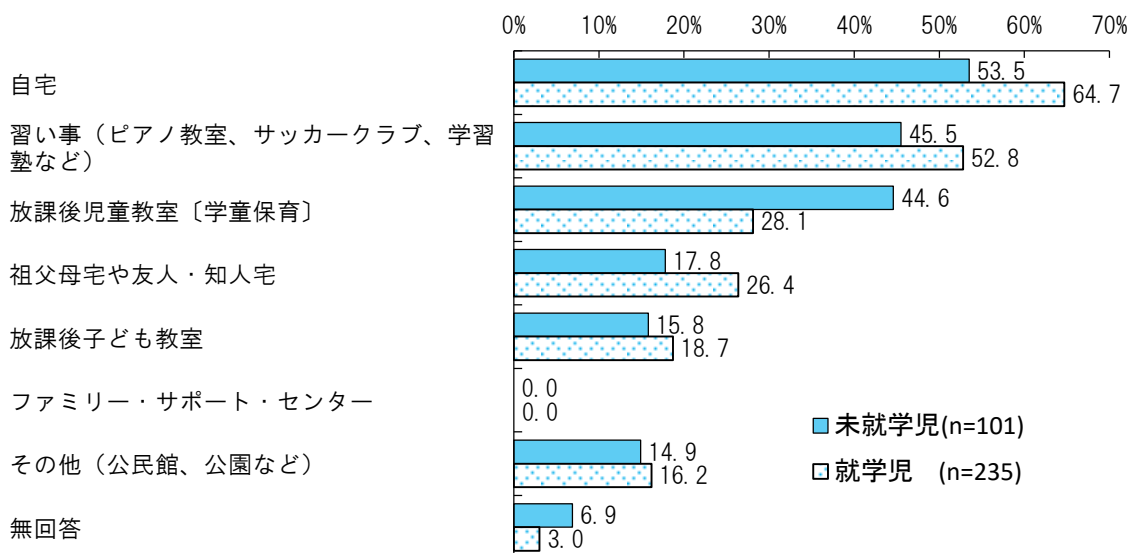


放課後を過ごさせたい場所は、放課後児童教室〔学童保育〕では「4～5日」が最も多く、習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）では「2～3日」が最も多く、ファミリー・サポート・センターでは「1日」が最も多くなっています。

また、放課後児童教室〔学童保育〕の希望時間は「18時」までが最も多くなっています。

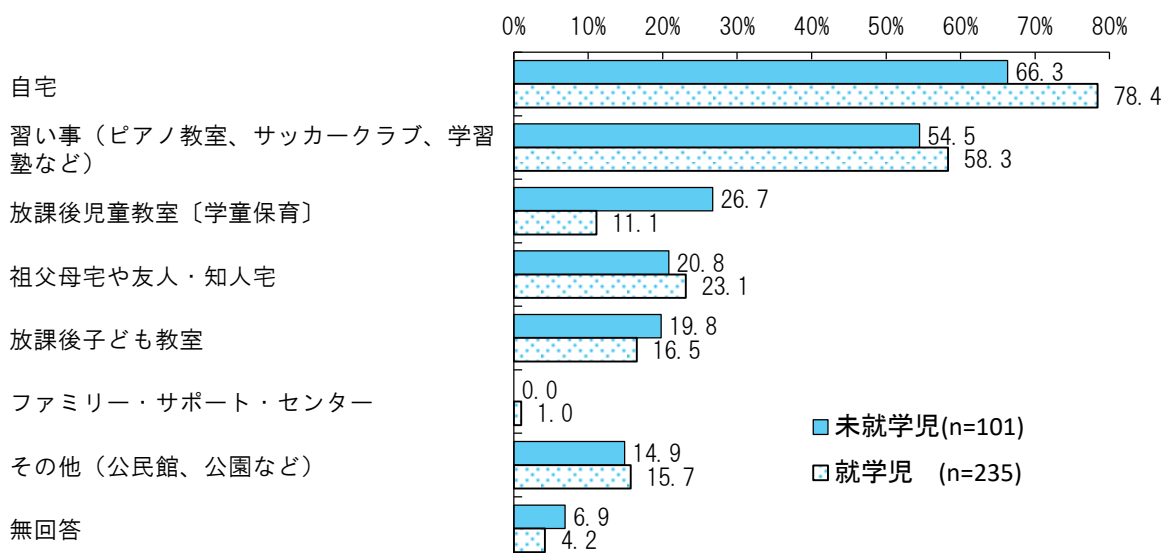
<未就学児・就学児童調査比較>

小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学児は未就学児よりも「自宅」が10ポイント以上、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」、「祖父母宅や友人・知人宅」が5ポイント以上多くなっています。また、「放課後児童教室 [学童保育]」では10ポイント以上少なくなっています。

小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所



小学校高学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学児は未就学児よりも「自宅」が10ポイント以上多くなっています。また、「放課後児童教室 [学童保育]」では10ポイント以上少なくなっています。

基本構想

第1章 基本目標

1 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国では、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」へと移行し、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指し、市町村は地域ニーズに基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められてきました。

【国の基本指針における現行計画のポイント】

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

第2期策定にあたり、国は近年の子どもや子育ての環境を踏まえ、新たな指針を示しています。

【国の第2期計画に関する指針のポイント】

- ◆仕事と子育てを両立しやすい環境を整備する
- ◆児童の置かれる多様な状況に適切に対応する
- ◆生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の負担軽減を図る

伊豆の国市の状況

伊豆の国市では第2次総合計画で、以下のように子ども支援、子育て支援施策を盛り込んでいます。

基本方針4 歴史に学び、未来を拓く^{ひら} 伊豆の国市

施策の大綱

- 4-1 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進
- 4-2 次代を拓く^{ひら}教育と研究の推進

基本方針5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

施策の大綱

- 5-1 結婚・出産の支援
- 5-2 子育て環境の充実
- 5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

そこで、本計画では、従来の子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子ども・子育て家庭を支える社会の構築を目指すという理念を踏まえつつ、更なる子ども・子育ての進展を目指し、次の基本理念を掲げるものとします。

誰もが希望をもって歩んでいける社会を目指して
～子どもと子育て家庭を社会全体で支える環境整備～

第2章 施策の大綱

施策体系図

基本目標	基本施策	施策の柱
<p>誰もが希望をもって歩んでいける社会を目指して、子どもと子育て家庭を社会全体で支える環境整備</p>	<p>1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実 (3) いじめや虐待のない社会の形成（子どもが安心して生活できる社会づくり） (4) 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等） (5) 意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり (6) 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供
	<p>2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して妊娠・出産できるように (2) 誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように (3) 子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように (4) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
	<p>3 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように (2) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように (3) 地域における子育て支援サービスの充実 (4) 広域連携における子育て支援
	<p>4 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくくなるような子育て環境の良い都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 働き方の見直し（働く場所の確保） (2) 女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本） (3) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現 (4) 誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進 (5) 安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公園等）

1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う	担当課	頁
1 子ども会活動の支援とジュニアリーダーの増員	生涯学習課	45
2 子どもの学習・多様な体験を提供する団体の支援	生涯学習課	45
3 地域活動への参加機会の確保	学校教育課	45
4 地域における子どもの多様な経験の確保	生涯学習課	45
5 公民館建替等の支援	地域づくり推進課	45
6 児童手当の支給	保健福祉・こども・子育て相談センター	45
7 奨学金・貸付金制度等の周知	保健福祉・こども・子育て相談センター	45
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実		
1 学校教育の発達障害への適応	学校教育課	46
2 教員の資質向上の推進	学校教育課	46
3 主体的で対話的な深い学びの場づくり	学校教育課	46
4 幼稚園、保育園、認定こども園での多様な経験の場の確保	幼児教育課	46
5 地域から学ぶ機会の確保	学校教育課	46
	幼児教育課	46
6 放課後子供教室の支援	生涯学習課	46
(3) いじめや虐待のない社会の形成（子どもが安心して生活できる社会づくり）		
1 いじめ対策・予防体制の確保	学校教育課	47
2 虐待対策・予防体制の確保	幼児教育課	47
	学校教育課	47
	健康づくり課	48
	保健福祉・こども・子育て相談センター	48
3 子どもの抱える課題への対応	学校教育課	48
	保健福祉・こども・子育て相談センター	48
4 療育等が必要な子どもの状況の把握	幼児教育課	49
	障がい福祉課	49

1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(4) 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）	担当課	頁
1 薬物・妊娠期の喫煙についての啓発	学校教育課	49
2 幼児の発達段階に関する教育	学校教育課	49
(5) 意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり		
1 障がい者雇用の促進	障がい福祉課	49
2 小中学生のキャリア教育の推進	学校教育課	49
3 幼稚園、保育園、認定こども園における中高生の就業体験学習の受け入れの拡充	幼児教育課	49
(6) 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供		
1 道徳教育	学校教育課	50
2 小中学生のキャリア教育の推進【再掲】	学校教育課	50
3 多文化共生の理解の推進	生涯学習課	50
	学校教育課	50

2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(1) 安心して妊娠・出産できるように	担当課	頁
1 妊婦への喫煙・受動喫煙の影響についての啓発	健康づくり課	51
2 パパママ学級の運営	健康づくり課	51
3 不妊治療助成	健康づくり課	51
4 妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査の実施	健康づくり課	51
5 産後ケア事業	健康づくり課	51
(2) 誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように		
1 教育・保育の公開	幼児教育課	52
	学校教育課	52
2 教育・保育の充実	幼児教育課	52
3 病児・病後児の対応	幼児教育課	52
4 放課後児童教室の拡充及びあいキッズの実施	生涯学習課	52
5 放課後児童教室及びあいキッズの適正な運用	生涯学習課	52
6 地域人材の活用による放課後児童教室及びあいキッズの支援	生涯学習課	52
(3) 子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように		
1 救急医療体制の充実	健康づくり課	53
2 こども医療費助成	保健福祉・こども・子育て相談センター	53
3 健診・予防接種の実施	健康づくり課	53
4 こどもインフルエンザ費用助成	健康づくり課	53
5 各種訪問・相談事業による子どもと保護者の状況把握	健康づくり課	53
6 子どもの疾患に関する情報提供	健康づくり課	53
7 子どもの歯の健康増進	健康づくり課	53
8 禁煙の促進・受動喫煙の予防	健康づくり課	54
9 子育て世代包括支援センターの運営	健康づくり課	54
10 食育の実施	健康づくり課	54
	学校教育課	54
	幼児教育課	54
11 家庭児童相談員による相談支援	保健福祉・こども・子育て相談センター	54

2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	担当課	頁
1 子育てに関する課題を抱える家庭の早期発見・早期対応	健康づくり課	55
2 児童発達支援センター事業の実施	障がい福祉課	55
3 多様な子どもたちに対する幼稚園、保育園、認定こども園の適応	幼児教育課	55
4 適応指導教室の充実	学校教育課	55
5 障がいのある児への対応	健康づくり課	55
	障がい福祉課	55
6 療育支援事業の充実	障がい福祉課	56
	健康づくり課	56
	保健福祉・こども・子育て相談センター	56
	幼児教育課	56
7 ひとり親家庭の支援	保健福祉・こども・子育て相談センター	56
8 就学援助	学校教育課	56
9 市営住宅の確保	管財営繕課	56
10 子どもの貧困対策	社会福祉協議会	56
	社会福祉課	56
11 ブックスタート事業	生涯学習課（図書館）	56

3 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ

(1) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	担当課	頁
1 地域子育て支援センターの運営	保健福祉・こども・子育て相談センター	57
2 こども広場の運営	保健福祉・こども・子育て相談センター	57
3 こあら隊の運営	生涯学習課	57
4 子育てサポーター養成講座の開催	保健福祉・こども・子育て相談センター	57
5 子育て支援サービスの情報発信の強化	健康づくり課	57
6 子育て世代の集まる場づくり	健康づくり課	57
	保健福祉・こども・子育て相談センター	57
	社会福祉協議会	57
7 放課後児童クラブの運営	学校教育課	57
8 ファミリー・サポート・センターの運営	保健福祉・こども・子育て相談センター	57
(2) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように		
1 虐待の早期発見・早期対応体制の確保	保健福祉・こども・子育て相談センター	58
2 交通安全のための啓発	地域づくり推進課	58
	学校教育課	58
3 子育て支援サービスの情報発信の強化	健康づくり課	58
4 子ども110番の更新作業	生涯学習課	58
	学校教育課	58
	P T A ・ 地域（協働）	58
5 子どもへの声かけ、安全確保のための見守り	生涯学習課	58
6 迅速な避難体制と子どもの保護	危機管理課	58
7 障害の早期発見・早期対応体制の確立	健康づくり課	58
8 母子に対する虐待・ストーカーからの保護	保健福祉・こども・子育て相談センター	58
9 公園整備の実施	都市計画課	59

3 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ

(3) 地域における子育て支援サービスの充実	担当課	頁
1 高齢者との交流の機会づくり	幼児教育課	59
2 市民による公園利用の促進	都市計画課	59
3 子ども・子育て支援事業の充実	障がい福祉課	59
4 自治力向上のための対話の場づくり	生涯学習課	59
	地域づくり推進課	59
5 ふじのくに型福祉サービスの推進	障がい福祉課	59
	社会福祉課	59
	幼児教育課	59
6 家庭児童相談員による相談支援【再掲】	保健福祉・こども・子育て相談センター	59
(4) 広域連携における子育て支援		
1 広域での教育・保育の充実	幼児教育課	59
2 広域での子ども・子育て支援事業の充実	保健福祉・こども・子育て相談センター	59

4 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくなるような子育て環境の良い都市づくり

(1) 働き方の見直し（働く場所の確保）	担当課	頁
1 「育児・介護休業法」の周知・啓発	農業商工課	60
2 事業所内保育の推奨・支援	幼児教育課	60
3 就職活動支援・就労意欲維持支援	農業商工課	60
4 創業支援	農業商工課	60
(2) 女性がいいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本）		
1 男性の子育て参加意識の醸成	健康づくり課	60
	学校教育課	60
	保健福祉・こども・子育て相談センター	60
2 「育児・介護休業法」の周知・啓発【再掲】	農業商工課	60
(3) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現		
1 子育て夫婦に対する柔軟な企業理解の推進	農業商工課	61
2 働きながら子育てできる環境づくり	農業商工課	61
3 教職員の地域活動参加の機会確保	学校教育課	61
4 保育士や幼稚園教諭の地域活動参加の機会確保	幼児教育課	61
(4) 誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進		
1 子育て支援サービスの情報発信の強化	保健福祉・こども・子育て相談センター	61
	政策推進課	61
(5) 安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公園等）		
1 公園整備の検討	都市計画課	61
2 子育てしやすいまちづくりの推進	都市計画課	62
3 防犯灯・街路灯の整備	地域づくり推進課	62
	農業商工課	62
4 通学・通園路等の安全対策	建設課	62
5 老朽化した公共施設の整備	管財営繕課	62
6 子どもへの声かけ、安全確保のための見守り【再掲】	生涯学習課	62

第3章 区域（圏域）の設定

本市は平成17年4月に合併して伊豆の国市として誕生して以来、一体的に行政活動を行ってきました。この経緯を踏まえ、子ども・子育て支援についても市全体を1つの区域として取り組んでいきます。

基本計画

第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子ども会活動の支援とジュニアリーダーの増員	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども会の加入者増員に向け、子ども会連合会の広報を支援します。 ◆ 子ども会を卒業した中高生が、ジュニアリーダーとして活躍できるよう育成します。 ◆ ふるさと学級の最上級生や卒業生に対し、ジュニアリーダーに興味を持ってもらえるよう広報していきます。 ◆ シニアクラブなど多世代が子ども会活動を支援できるよう、情報提供に努めます。 	生涯学習課
2	子どもの学習・多様な体験を提供する団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年活動推進委員会の研修会支援 ◆ ふるさと学級などの運営マニュアル作成支援の検討 	生涯学習課
3	地域活動への参加機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の防災訓練の参加証明書の発行勧奨 ◆ 担任による児童・生徒の地域活動への参加状況の確認と学校での共有 ◆ 地域活動参加を部活動の欠席理由化 ◆ 保幼小中の主任、教務、主幹教諭の連絡会にて行事等の調整 	学校教育課
4	地域における子どもの多様な経験の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭、学校、地域の協働による学校生活では体験できないような事業の実施 ◆ NPO法人や地区で行われている市内イベントに関する情報収集・連携の検討 	生涯学習課
5	公民館建替等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館の耐震化や修繕等への補助金交付 	地域づくり推進課
6	児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもを産み、育てやすいよう、国が定める規定に基づき、児童手当の支給の実施 	保健福祉・こども・子育て相談センター
7	奨学金・貸付金制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報いずのくに掲載や児童扶養手当現況届時における制度の周知 	保健福祉・こども・子育て相談センター

第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実

No	個別施策	取組内容	担当課
1	学校教育の発達障害への適応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達障害（傾向）を持つ児童の増加に応じた学習生活支援員・特別支援学級支援員の増員 ◆ 通級指導教室の実施 	学校教育課
2	教員の資質向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研修会・連絡会・保幼小交流会の開催 ◆ 教員の（事務）業務の地域等と協働による負担軽減のための仕組みづくり 	学校教育課
3	主体的で対話的な深い学びの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教員の資質向上およびICT環境の整備・活用 ◆ 子どもたちが主体的に考え、行動し、対話的に学ぶ授業の実施 	学校教育課
4	幼稚園、保育園、認定こども園での多様な経験の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園での生き物の飼育 ◆ 園児とシニアクラブ会員との交流 	幼児教育課
5	地域から学ぶ機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の自然環境・地場産業体験の実施 ◆ 小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの伊豆の国市」作成 ◆ コミュニティスクールの設置 ◆ 地域人材を活用した体験授業の実施 	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域への園行事参加の呼びかけ ◆ 園児の地域イベント等への参加 ◆ 地域行事について園と情報共有 ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会 ◆ 園庭開放 	幼児教育課
6	放課後子供教室の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ あいキッズの実施 ◆ 放課後児童教室との一体型にしますが、児童や子育て家庭のニーズを踏まえ、検討を行います。 	生涯学習課

第3節 いじめや虐待のない社会の形成 (子どもが安心して生活できる社会づくり)

No	個別施策	取組内容	担当課
1	いじめ対策・予防体制の確保	<p>【予防体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめや不登校の予防のための定量調査・対策・対策の成果の評価をセットにした教育プログラムの導入検討 <p>【早期発見・早期対応体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめ把握を目的とした定期的なアンケート調査の実施 ◆ 教員の休み時間等の見守り活動 ◆ 田方教育会館で相談窓口事業の実施 <p>【連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめ問題対策連絡協議会の開催 ◆ 実効性のある対策の協議 	学校教育課
2	虐待対策・予防体制の確保	<p>【早期発見・早期対応体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 長期欠席児童に対し、園より欠席理由の確認・自宅訪問 <p>【連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待や虐待疑いの兆候発見時の情報共有・危機管理体制の確保 <p>【早期発見・早期対応体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校の健康診断および歯科検診の機会を利用し、虐待の早期発見に努める。 ◆ 一定期間連絡の取れない不登校児童生徒への安否確認 <p>【連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待や虐待疑いの兆候発見時の情報共有・危機管理体制の確保 	<p>幼児教育課</p> <p>学校教育課</p>

No	個別施策	取組内容	担当課
2	虐待対策・予防体制の確保	<p>【予防体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特に配慮が必要な保護者や孤立しがちな保護者に対する情報提供、啓発、息抜きの場の提供 ◆ 健診や相談などの機会を利用し、虐待の早期発見に努める。 ◆ 各種健診未受診者については、訪問等で全数把握する。 <p>【連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要保護児童会議での虐待、成育状況、家庭環境などを情報共有 ◆ 関係各部署・組織の連携による支援の必要がある子育て家庭に関する情報提供・連絡調整 	健康づくり課
		<p>【予防体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 体罰によらない子育ての推進・虐待に関する普及啓発 ◆ しつけや子どもへの接し方、子育ての悩み等の相談受付及びその広報 ◆ 相談などの機会を利用し、虐待の早期発見に努める。 <p>【連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要保護児童に対し、伊豆の国市要保護児童・DV被害者等対策地域協議会で関係機関と支援方法について協議を実施 ◆ 児童相談支援体制強化のため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置 ◆ 保護者への訪問・電話等によるアウトリーチ ◆ ケース検討会の開催 ◆ 児童養護施設との連携・情報共有 	保健福祉・こども・子育て相談センター
3	子どもの抱える課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全中学校に心の教室相談員・SSWの配置拡充 ◆ 不登校連絡会の開催 ◆ SSW、SC、臨床心理士等を配置した教育支援センターの設置検討 	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 複雑多様化する児童相談に対応できるよう家庭児童相談員の育成を図るとともにきめ細やかな相談体制づくりに努める。 	保健福祉・こども・子育て相談センター

N o	個別施策	取組内容	担当課
4	療育等が必要な子どもの状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談を利用した療育等が必要な子どもの状況把握および対応のための情報共有 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨 	幼児教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談の実施 	障がい福祉課

第4節 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）

N o	個別施策	取組内容	担当課
1	薬物・妊娠期の喫煙についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険ドラッグ・妊娠期の喫煙に関する授業の実施 ◆ 同授業内容についての養護教諭連絡会での評価 	学校教育課
2	幼児の発達段階に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学生に対する幼児およびその発達段階についての授業の実施 ◆ 中学生の保育園・幼稚園訪問による交流機会の提供 	学校教育課

第5節 意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり

N o	個別施策	取組内容	担当課
1	障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別支援学校3年生対象の地域移行会議への参加 ◆ 伊豆の国市地域自立支援協議会就労部会による一般企業への普及啓発 ◆ ハローワークを中心としたワークエントリー会議の活用 	障がい福祉課
2	小中学生のキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な職業を理解するための職場体験を実施 ◆ キャリアパスポートを活用した小・中学生のポートフォリオ作成の検討および実施 	学校教育課
3	幼稚園、保育園、認定こども園における中高生の就業体験学習の受け入れの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中高校生の体験学習の積極的な受け入れ ◆ 受け入れした生徒の感想を共有し、体験内容の充実を図る。 ◆ 保育士・幼稚園教諭などに対する体験学習受け入れ目的の啓発 	幼児教育課

第6節 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供

No	個別施策	取組内容	担当課
1	道徳教育	◆ 「生命の尊さを知り、思いやりある子」を教育の指針とし、適切な教材を活用した授業の展開	学校教育課
2	小中学生のキャリア教育の推進【再掲】	◆ 多様な職業を理解するための職場体験を実施 ◆ キャリアパスポートを活用した小・中学生のポートフォリオ作成の検討および実施	学校教育課
3	多文化共生の理解の推進	◆ 国際交流員・ALT・国際交流協会員等を活用した外国人とのふれあいの機会の提供	生涯学習課 学校教育課

第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

第1節 安心して妊娠・出産できるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	妊婦への喫煙・受動喫煙の影響についての啓発	◆ 母子健康手帳交付・訪問・相談・健診時の喫煙・受動喫煙に関する指導の実施	健康づくり課
2	パパママ学級の運営	◆ 初妊婦とその夫、経産婦とその夫の参加希望者を対象としたパパママ学級の開催 ◆ 順天堂大学医学部附属静岡病院産科医と連携したパパママ学級での企画の評価・検討・改定	健康づくり課
3	不妊治療助成	◆ すべての不妊治療費用の一部に対する助成	健康づくり課
4	妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査の実施	◆ 妊娠届出時の健康相談で受診券を渡しながらか妊産婦健診の必要性和受診方法を説明し定期的健診を勧奨 ◆ 新生児聴覚検査の結果、要精密検査になった児は早期受診や関係機関と連携し対応 ◆ 入院中に聴覚検査未実施であった場合には新生児訪問等で勧奨	健康づくり課
5	産後ケア事業	◆ 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保	健康づくり課

第2節 誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	教育・保育の公開	◆ 幼稚園・保育園・認定こども園での参観会実施	幼児教育課
		◆ 小中学校での参観会実施	学校教育課
2	教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園又は認定こども園における平日の預かり保育、長期休業中の預かり保育の実施 ◆ 幼稚園施設を活用した保育施設拡充の検討 ◆ 事業所内保育を希望する事業主に対して、税制上の優遇措置などの情報提供 ◆ 未移行幼稚園の在園児保護者への副食費補助 ◆ 必要な保育士等を確保するため、保育士登録制度（幼保おたすけ人材バンク）などの活用 	幼児教育課
3	病児・病後児の対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 近隣市町と共同委託での病児・病後児保育の実施 ◆ 委託先病院との情報共有 	幼児教育課
4	放課後児童教室の拡充及びあいキッズの実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内にてあいキッズを実施する ◆ 放課後児童教室利用者に対するあいキッズの情報提供の実施 ◆ 土曜日・休日のあいキッズ開講による放課後児童教室利用者の参加のしやすさの向上 ◆ 新規に放課後児童教室及び放課後子供教室設置時の小学校の余裕教室利用の検討 	生涯学習課
5	放課後児童教室及びあいキッズの適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 両事業の運営に関する市各部署（学校教育、生涯学習、福祉）及び地域の関係者を中心とした協議・検討の実施 ◆ 学校教育課と生涯学習課、障がい福祉課、保健福祉・こども・子育て相談センターが情報共有を行い、障がいのある児童、虐待やいじめを受けた児童、外国語を母語とする児童等への合理的配慮の検討 ◆ 地域の実情を把握するため、年1回、利用者を対象としたニーズ調査を実施し、開所時間の検討を行う 	生涯学習課
6	地域人材の活用による放課後児童教室及びあいキッズの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域人材を活用した遊びや生活の支援による児童の発達段階に応じた主体性、社会性向上 ◆ コミュニティスクールの支援者を通じた地域での教室の運営および広報 	生涯学習課

第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急時に対応ができる地域医療機関と連携体制の確保 ◆ 新生児訪問時の静岡こども救急電話相談（子どもの急病時のアドバイス）の周知 	健康づくり課
2	こども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高校生相当年齢までの子どもが入院・通院等した場合の保険診療分の医療費・入院時食事療養費の助成 	保健福祉・こども・子育て相談センター
3	健診・予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊婦健診、乳児（4ヶ月、10ヶ月）健診、1歳6ヶ月児、2歳児健診、3歳児健診、予防接種の実施 ◆ 市内小児科をはじめとする医療機関との連携 ◆ かかりつけ医等の希望に基づく市外県内の医療機関宛に依頼書の発行 	健康づくり課
4	こどもインフルエンザ費用助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもの季節性インフルエンザの発症または重症化を予防し、併せてそのまん延の予防を推進するため任意接種のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成 	健康づくり課
5	各種訪問・相談事業による子どもと保護者の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新生児・乳児訪問等、訪問による保護者への相談・情報提供 ◆ 6ヶ月児相談、1歳児相談、育児相談等による、発育発達状況の把握 ◆ 発達の遅れや疾病の早期発見、早期対応、保護者の受容促進 ◆ のびのび広場での育児相談の開催 ◆ 健診、相談を2回以上欠席した子どもの保護者・家庭を対象とした電話での勧奨、家庭訪問による発達や家庭の状況の把握 	健康づくり課
6	子どもの疾患に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新生児訪問等での適切な診療時期・頻度に関する情報提供および保護者の不安解消の実施 ◆ 言語聴覚士によることばの相談を実施し、早期発見・早期治療や必要な療育支援を紹介 	健康づくり課
7	子どもの歯の健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼児歯科健診、妊娠中の歯科衛生士による歯科指導、フッ素洗口フッ素塗布、歯科教室の実施 ◆ 妊婦から15歳を対象にした8020運動の普及啓発 ◆ 仮説検証に基づく親への生活習慣に関する指導の実施を検討する。 	健康づくり課

No	個別施策	取組内容	担当課
8	禁煙の促進・受動喫煙の予防	◆ 健康増進法に基づく禁煙の促進・公共空間での禁煙（喫煙場所指定）を実施する。	健康づくり課
9	子育て世代包括支援センターの運営	◆ 妊娠・出産・子育てについての相談 ◆ 妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応 ◆ 必要な支援の調整や関係機関と連絡調整	健康づくり課
10	食育の実施	◆ 第1子の家族を対象とした栄養士講話・母子試食等の開催。第2子以降についての個別対応の実施 ◆ 保健師相談で必要と判断された者および希望者に対する個別栄養相談の実施 ◆ 幼児親子料理教室、パパママ学級での栄養指導、健診での栄養指導、こども広場でのクッキング、支援センターでの食育の実施 ◆ 保健委員やボランティア団体など成人を中心とした地域での食育活動の連携	健康づくり課
		◆ 朝食摂取調査等を参考とした子どもの食生活習慣教育の実施 ◆ 市内食育担当者連絡会、食物アレルギー対応委員会、養護教諭連絡会での情報共有	学校教育課
		◆ 園での食育指導、調理体験の実施	幼児教育課
11	家庭児童相談員による相談支援	◆ 子育てに関する悩みなどに対し、家庭児童相談員等が訪問・電話・来所等による相談に応じ、子育て支援を行う。	保健福祉・こども・子育て相談センター

第4節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育てに関する課題を抱える家庭の早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健診時に住民票と現住所で相違がある家庭に対する個別対応 ◆ 健診事務手続きでの子育ての課題を抱える家庭発見時の他部署との情報共有方法の検討 	健康づくり課
2	児童発達支援センター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援が必要な児童の保護者に対する相談の実施 ◆ 児童発達支援・保育園等訪問支援の実施 	障がい福祉課
3	多様な子どもたちに対する幼稚園、保育園、認定こども園の適応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談を利用した療育等の必要な子どもの状況把握および対応のための情報共有 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨 ◆ 幼保指導主事の配置 	幼児教育課
4	適応指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適応指導教室の確保および臨床心理士・カウンセラー等の配置 ◆ 児童発達支援センターの活用による児童生徒のアセスメント 	学校教育課
5	障がいのある児への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種健診結果より支援が必要された子どもとその保護者への適切な機関・保護者ネットワークの紹介 ◆ 紹介後の事後フォローとして電話・訪問、幼稚園、保育園、認定こども園での確認の実施 ◆ 子どもの発育・発達に対する受容のない親への保健師による相談の継続と理解の促進 ◆ 特別な配慮が必要な子どもの就園・就学時における関係各課・関係機関の連携強化 	健康づくり課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害児相談支援事業所との連携による適切な支援を受けられる居場所の整備 ◆ 強度行動障害や医療的ケアに対応した事業所の整備 ◆ 放課後等デイサービスの充実 ◆ 日中一時支援事業の実施 	障がい福祉課

No	個別施策	取組内容	担当課
6	療育支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ライフサポート事業の実施 ◆ 障害児相談支援事業所、児童発達支援センターの設置 ◆ 発達障がい等を診断できる関係機関の紹介 ◆ 臨床心理士・公認心理師による巡回相談の実施 ◆ 障がいのある子どもの早期発見の重要性の啓発目的でのデータ収集体制の整備、市民向け説明資料作成 ◆ 相談支援事業所での個別相談支援の紹介 	障がい福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1歳6ヶ月児、3歳児健診未受診者については、訪問等で全数把握する。 	健康づくり課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいのある子どもの早期発見・早期受診につなげられるよう関係機関と連携し、支援を実施 	保健福祉・こども・子育て相談センター
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談を利用した療育等の必要な子どもの状況把握および対応のための情報共有【再掲】 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨【再掲】 ◆ 幼保指導主事の配置【再掲】 	幼児教育課
7	ひとり親家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童扶養手当の支給 ◆ 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度の周知・受付 ◆ 母子家庭等医療費助成事業の実施 ◆ 母子家庭等自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆ ひとり親家庭就学支援事業の実施 	保健福祉・こども・子育て相談センター
8	就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就学援助の認定可否の審議及び特別支援教育就学奨励の支給可否の判定 ◆ 入学通知書の送付時・児童扶養手当申請時、入学説明会等での制度の周知 ◆ 対象家庭に対する更なる制度周知と申請支援の実施 	学校教育課
9	市営住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃で賃貸する住宅の運営 ◆ 次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックを形成する 	管財営繕課
10	子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ フードバンク、フードドライブ事業の実施 	社会福祉協議会
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 暮らし相談窓口の開設 ◆ 貧困世帯等に対する就労支援の実施 ◆ 子どもの学習支援の充実 	社会福祉課
11	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 6か月児相談時の保護者に対する絵本の提供 	生涯学習課（図書館）

第3章 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ

第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	地域子育て支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 未就学児やその保護者の相互交流の促進 ◆ 子育ての相談・情報提供 	保健福祉・こども・子育て相談センター
2	こども広場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 18歳以下の児童の遊びを通じた支援の実施 ◆ チャレンジ教室、子ども向けコンサート等の実施 ◆ 地域子育て支援拠点事業に位置付け子育て支援の充実を図る 	保健福祉・こども・子育て相談センター
3	こあら隊の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てサポーター養成講座を受けた家庭教育託児員の拡充 ◆ 家庭教育託児員の燃え尽きや出役の偏りを解消するための連絡体制の強化 	生涯学習課
4	子育てサポーター養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まかせて会員登録希望者、現会員、子育て・孫育て世代を対象とした子育てサポーター養成講座の開催 	保健福祉・こども・子育て相談センター
5	子育て支援サービスの情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いずれのくに子育てモバイルでの子育て世代を対象とした各種市政情報の掲載 ◆ 関係各課への子育て世代向け情報の提供呼びかけの実施 	健康づくり課
6	子育て世代の集まる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子カフェの開催 	健康づくり課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てフリートークサロンやんちゃっ子クラブ、すくすくタイム ◆ こども食堂の周知 	保健福祉・こども・子育て相談センター
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども食堂の拡大と周知 ◆ おもちゃ図書館の充実 	社会福祉協議会
7	放課後児童クラブの運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ事業の実施、必要に応じた学校の空き教室の利用、児童厚生員を養成する。 	学校教育課
8	ファミリー・サポート・センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ファミリーサポートセンター事業の周知 ◆ 提供会員養成講座の開催 ◆ ファミサポだよりの発行、会員交流会等の充実 ◆ 会員間の顔の見える関係を促進するための取組の実施 	保健福祉・こども・子育て相談センター

第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	虐待の早期発見・早期対応体制の確保	◆ 虐待通告（相談）の啓発	保健福祉・こども・子育て相談センター
2	交通安全のための啓発	◆ 交通安全運動、交通指導員会運営事業、青色防犯パトロール事業、各種講習会等の実施	地域づくり推進課
		◆ 「子どもと高齢者の交通事故防止」の推進 ◆ 交通安全教室の実施 ◆ 「交通安全リーダーと語る会」での安全点検マップの作成、危険箇所の確認 ◆ 登下校防犯プランに基づく学校・行政・地域の関係者での通学路の合同点検の実施	学校教育課
3	子育て支援サービスの情報発信の強化【再掲】	◆ いずれのくに子育てモバイルでの子育て世代を対象とした各種市政情報の掲載 ◆ 関係各課への子育て世代向け情報の提供呼びかけの実施	健康づくり課
4	子ども110番の更新作業	◆ 子ども110番の更新作業による参加の実態把握	生涯学習課
		◆ コンビニエンスストア等、常時人がいる事業所・施設との協定締結による安全域拡大	学校教育課
			P T A ・ 地域（協働）
5	子どもへの声かけ、安全確保のための見守り	◆ あいさつ声掛運動や青少年一斉補導の実施 ◆ 地域の店舗を対象とした青少年の非行についてヒアリングおよび有害図書隔離規定順守の確認	生涯学習課
6	迅速な避難体制と子どもの保護	◆ 避難準備・高齢者等避難開始情報の提供 ◆ Eメール配信サービスによる防災情報等の配信 ◆ 避難確保計画の作成勧奨	危機管理課
7	障害の早期発見・早期対応体制の確立	◆ 各種健診結果より支援が必要された子どもとその保護者への適切な機関・保護者ネットワークの紹介。事後フォローとして電話・訪問、幼稚園、保育園、認定こども園での確認の実施 ◆ 特別な配慮が必要な子どもの就園時、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用していない子どもの就学時の幼児教育課、学校への情報提供 ◆ 子どもの発育・発達に対する受容のない親への保健師による相談の継続と理解の促進	健康づくり課
8	母子に対する虐待・ストーカークからの保護	◆ 関係機関と連携し、虐待・ストーカーク等の被害を受けた母子の保護、支援の実施	保健福祉・こども・子育て相談センター

No	個別施策	取組内容	担当課
9	公園整備の実施	◆ 都市公園への定期見回り、公園内の清掃や樹木の剪定、草刈業務等環境整備、専門業者による定期点検を年2回、非破壊検査を年1回実施する。	都市計画課

第3節 地域における子育て支援サービスの充実

No	個別施策	取組内容	担当課
1	高齢者との交流の機会づくり	◆ おじいちゃん先生の配置 ◆ 園児の高齢者施設への訪問	幼児教育課
2	市民による公園利用の促進	◆ 既存の公園について、市民が公園を利用して生活の質を向上するための呼びかけなど公園活用支援を行う。	都市計画課
3	子ども・子育て支援事業の充実	◆ 日中一時支援事業の拡充 ◆ 他の子ども向け事業との連携の検討	障がい福祉課
4	自治力向上のための対話の場づくり	◆ 地域課題解決の活動を促進し、自治力の向上を支援するため、区連合会全体会でワークショップを実施し、自治会間の横のつながりや情報交換のきっかけを作る。	生涯学習課
			地域づくり推進課
5	ふじのくに型福祉サービスの推進	◆ 高齢者施設等での日中一時支援事業の実施 ◆ 地域活動支援センター事業による共生型サービスの拡大 ◆ 障害児通所(入所)施設への一般住民を招待したイベントの開催	障がい福祉課
		◆ ふじのくに型福祉サービスを新規展開する事業者への支援	社会福祉課
		◆ 地域の高齢者サロン・福祉施設等への園児の訪問 ◆ シニアクラブへの園のイベント情報の提供	幼児教育課
6	家庭児童相談員による相談支援【再掲】	◆ 子育てに関する悩みなどに対し、家庭児童相談員等が訪問・電話・来所等による相談に応じ、子育て支援を行う。	保健福祉・こども・子育て相談センター

第4節 広域連携における子育て支援

No	個別施策	取組内容	担当課
1	広域での教育・保育の充実	◆ 近隣市町の教育・保育施設を希望する場合の利用の調整を行う。	幼児教育課
2	広域での子ども・子育て支援事業の充実	◆ 子育て支援センター、こども広場の市外利用者の受け入れ	保健福祉・こども・子育て相談センター

第4章 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくなるような子育て環境の良い都市づくり

第1節 働き方の見直し（働く場所の確保）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	「育児・介護休業法」の周知・啓発	◆ 市内事業所に対して「育児・介護休業法」の趣旨および内容の啓発	農業商工課
2	事業所内保育の推奨・支援	◆ 事業所内保育を希望する事業主への税制上の優遇措置などの情報提供	幼児教育課
3	就職活動支援・就労意欲維持支援	◆ 年1回合同就職説明会「伊豆おシゴトさがしフェア」の伊豆市との共同開催 ◆ 託児など女性が参加しやすい仕組みの検討	農業商工課
4	創業支援	◆ 「伊豆の国創業塾」の支援 ◆ 創業者への経済的支援（補助金・利子補給）	農業商工課

第2節 女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	男性の子育て参加意識の醸成	◆ パパママ学級への父親の参加呼びかけの実施	健康づくり課
		◆ 中学生に対する体験学習を通じた男性の子育て参加意識の醸成	学校教育課
		◆ 父親向けファミサポ会員交流会の開催	保健福祉・こども・子育て相談センター
2	「育児・介護休業法」の周知・啓発【再掲】	◆ 市内事業所に対して「育児・介護休業法」の趣旨および内容の啓発	農業商工課

第3節 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て夫婦に対する柔軟な企業理解の推進	◆ 子育て期間中の残業時間の縮減や子どもが生まれたときの父親の休暇取得の促進、男性の育児休暇の取得促進など啓発資料を通じ事業所へ働きかけ	農業商工課
2	働きながら子育てできる環境づくり	◆ 育児休暇や短時間勤務を取りやすい環境づくりについて事業所へ働きかけ	農業商工課
3	教職員の地域活動参加の機会確保	◆ 教職員の地域活動への参加の奨励・啓発の実施および、教職員の働き方改革による教員の負担軽減	学校教育課
4	保育士や幼稚園教諭の地域活動参加の機会確保	◆ 業務改善の実施による保育士や幼稚園教諭の負担軽減 ◆ 地域活動への参加の奨励・啓発の実施	幼児教育課

第4節 誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て支援サービスの情報発信の強化	◆ 広報誌、市ホームページ、市SNSを利用した情報発信	保健福祉・こども・子育て相談センター
		◆ 子育てサービスに関するわかりやすいホームページの作成 ◆ 赤ちゃん休憩室の設置・広報 ◆ 市内団体等の子育て支援の取り組みの紹介	
		◆ 孫育てガイドブックの発行	政策推進課

第5節 安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公園等）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	公園整備の検討	◆ 市街化区域での用地確保の見込みができた段階で、さまざまな世代が活用できる交流の場として新規の公園を整備するための方策について迅速に検討準備をする。	都市計画課

No	個別施策	取組内容	担当課
2	子育てしやすいまちづくりの推進	◆ 持続可能なまちづくりを目指す指針となる立地適正化計画では、都市機能の誘導方針や公共交通の維持のための方針を位置づけている。生活の利便性向上を図る手立てとして、子育てに関するサービス機能の集約も一つの施策であり、将来に渡り日常生活の大切な移動手段となる公共交通の維持も含めたまちづくりを推進する。	都市計画課
3	防犯灯・街路灯の整備	◆ 市内防犯灯と街路灯を公共施設の省エネルギー化を推進するため、既存の蛍光灯タイプをLEDタイプに交換する。	地域づくり推進課 農業商工課
4	通学・通園路等の安全対策	◆ 静岡県通学路交通プログラム等に基づく、通学・通園路等の安全点検を関係機関とともに行い、必要な安全対策について、通学路等整備事業を実施する。	建設課
5	老朽化した公共施設の整備	◆ 長寿命化計画に基づき、継続していく	管財営繕課
6	子どもへの声かけ、安全確保のための見守り【再掲】	◆ あいさつ声掛運動や青少年一斉補導の実施 ◆ 地域の店舗を対象とした青少年の非行についてヒアリングおよび有害図書隔離規定順守の確認	生涯学習課

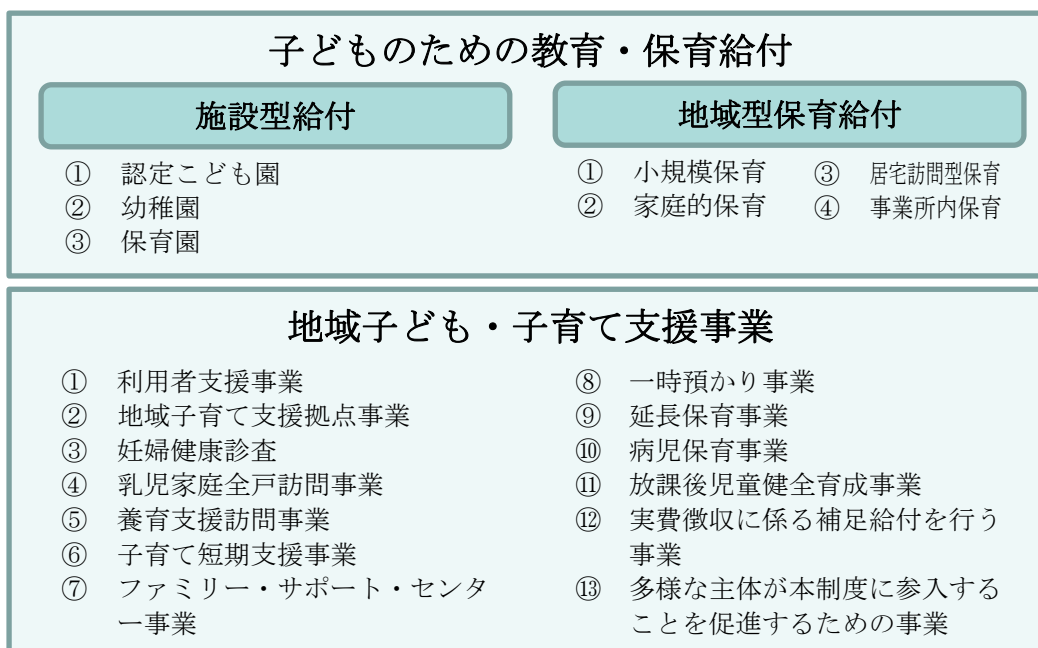
第5章 子ども・子育て支援事業

第1節 子ども・子育て支援事業制度に伴う認定区分

子ども・子育て支援事業計画に伴う認定区分

(1) 子ども・子育て支援事業制度の枠組み

子ども・子育て支援事業制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されています。



(3) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは次のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定 教育標準時間認定	2号認定以外の満3歳以上の小学校就学前の子ども	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳以上の小学校就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳未満の小学校就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育

(4) 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断します。

第2節 教育・保育施設

将来児童数

(単位：人)

	将来推計値				
	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
0歳	281	274	268	260	253
1・2歳	575	571	579	565	550
3～5歳	1,029	977	913	899	888
6～8歳	1,188	1,139	1,132	1,036	984
9～11歳	1,156	1,168	1,160	1,208	1,159

1～3号認定未就学児の量の見込み

(1) 1号認定

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	670	636	639	543	478					
①量の見込み	596	565	536	414	387	411	331	270	266	262
【追加】 2号認定（保育） （幼稚園＋預かり保育）						80	80	80	80	80
①量の見込み						491	411	350	346	342
②確保数値・計	1,160	1,160	1,160	965	977	977	977	977	977	977
特定教育・保育施設 （認定こども園・幼稚園）	960	960	960	965	977	977	977	977	977	977
確認を受けない 幼稚園	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0
②－①	539	490	419	551	590	486	566	627	631	635

(2) 2号認定

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	472	496	542	579	602					
①量の見込み	463	462	461	562	548	628	648	645	642	634
②確保数値・計	470	528	558	568	580	648	648	648	648	648
特定保育施設・計	470	470	470	555	567	567	567	567	567	567
特定教育・保育施設 (認定こども園)				185	257	257	257	257	257	257
特定教育・保育施設 (保育園)	470	470	470	370	310	310	310	310	310	310
2号認定(保育) (幼稚園+預かり保育)						80	80	80	80	80
認可外保育施設				0	0	1	1	1	1	1
②-①	7	66	97	-7	32	20	0	3	6	14

(3) 3号認定(0歳)

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	21	27	31	30	31					
①量の見込み	102	108	110	108	106	101	101	101	101	101
②確保数値・計	69	69	69	62	62	101	101	101	101	101
特定保育施設・計	59	59	59	57	57	57	57	57	57	57
特定教育・保育施設 (認定こども園)				5	11	11	11	11	11	11
特定教育・保育施設 (保育園)	59	59	59	52	46	46	46	46	46	46
特定地域型保育				5	5	6	12	12	12	12
認可外保育施設	10	10	10	0	32	38	32	32	32	32
②-①	-34	-35	-37	-46	-44	0	0	0	0	0

(4) 3号認定（1、2歳）

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	283	288	286	310	296					
①量の見込み	260	267	270	262	254	296	296	296	296	296
②確保数値・計	241	241	241	261	276	299	302	302	302	302
特定保育施設・計	241	241	241	251	266	266	266	266	266	266
特定教育・保育施設 (認定こども園)			0	53	92	92	92	92	92	92
特定教育・保育施設 (保育園)	241	241	241	198	174	174	174	174	174	174
特定地域型保育				10	10	13	26	26	26	26
認可外保育施設						20	10	10	10	10
②-①	-18	-8	19	-1	22	3	6	6	6	6

(5) 3号認定（1、2歳）の保育利用率

(単位：%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育 利用 率	37.6	38.7	41.9	47.7	49.1	51.5	51.8	51.1	52.4	53.8

(6) 教育保育の一体的提供と推進体制

① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化に対応できる施設であり、本市では、私立園2園が認定こども園に移行しています。また、私立保育園からの認定こども園への移行に対しては、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえ支援を行うものとします。公立の保育園、幼稚園については私立保育園の意向動向と見込み量をもとにした需給調整を行うために、随時検討していきます。

② 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携について

地域型保育事業を利用する子どもが満3歳以降も引き続き教育・保育が受けられるよう、事業者および保護者に対して認定こども園、幼稚園、保育園について情報提供を実施し、円滑な接続を実施していきます。

③ 教育・保育施設と小学校等との連携について

いわゆる幼保小接続のため、関係機関が研修会・連絡会などでの情報共有を行うとともに、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会を開催し、相互理解を深め、連携体制の充実に取り組みます。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行い、円滑な実施の確保に向けた取組をしていきます。

また、子育てのための施設等利用給付の給付申請に際し、過誤請求・支払いの防止のための適切な方策を準備するとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示など、県との連携や情報共有を図り、適切に実施していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1. 延長保育事業

保護者の勤務や家庭の事情などにより保育を必要な児童に、19:00まで保育を提供する。

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	177	159	148	180						
①量の見込み	146	143	140	137	134	182	183	184	185	186
②確保数値	146	143	140	137	134	182	183	184	185	186
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 放課後児童健全育成事業

小学校の授業終了後や長期休暇期間中に、保護者が仕事などにより、家庭での児童の生活指導等が困難な場合に、保護者に代わって児童の生活指導や遊びの指導を行う。

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実績	366	377	342	361	411						
内訳	低学年1～3年生	335	321	275	309	344					
	高学年4～6年生	31	56	67	52	67					
①量の見込み	409	429	421	401	392	509	507	505	503	501	
内訳	低学年1～3年生	374	363	349	343	336	425	423	421	420	419
	高学年4～6年生	35	66	72	58	56	84	84	84	83	82
内訳 (学年別)	1年生						169	168	167	167	166
	2年生						142	142	141	141	141
	3年生						114	113	113	112	112
	4年生						68	68	68	68	67
	5年生						14	14	14	13	13
	6年生						2	2	2	2	2
②確保数値	419	459	459	462	457	509	509	509	509	509	
②-①	10	30	38	61	65	0	2	4	6	8	

※ 空き教室の利用などにより、申し込みに対応する体制を整えています。

3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かる。（宿泊も可）

（単位：人/年）

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0						
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保数値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。

（単位：人/年）

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	25,556	23,352	20,707	18,276						
①量の見込み	22,920	23,616	24,264	24,900	25,524	25,943	23,199	20,746	18,552	16,589
②確保数値	22,920	23,616	24,264	24,900	25,524	25,943	23,199	20,746	18,552	16,589
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、教育時間以外にも保育を必要とする児童に対し、保育を実施する。

(単位：人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	6,474	4,633	4,344	2,409						
①見込み量・計	8,489	8,043	7,634	7,225	6,859	26,363	33,163	32,300	32,112	31,964
1号認定による利用	7	7	7	7	6	1,200	1,139	1,065	1,048	1,035
2号認定による利用	8,482	8,036	7,627	7,218	6,853	25,163	32,023	31,236	31,064	30,928
②確保数値・計	4,089	3,863	7,634	1,773	1,684	26,363	33,163	32,300	32,112	31,964
②-①	-4,400	-4,180	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施する。

(単位：人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	1,182	1,375	1,630	1,129						
①見込み量	1,952	2,091	2,230	1,248	1,285	1,095	1,078	1,062	1,046	1,030
②確保数値・計	1,952	2,091	2,230	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ファミサポ事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一時預かり事業	1,952	2,091	2,230	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①	0	0	0	252	215	405	422	438	454	470

7. 病児保育事業

児童が病気で幼稚園や保育園などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所に併設した施設で児童を預かる。

(単位：人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	222	211	204	235						
病児病後児対応型	222	211	204	235						
体調不良児対応型	0	0	0	0						
非施設型（訪問型）	0	0	0	0						
①量の見込み	237	242	247	252	257	239	244	248	252	257
②確保数値・計	237	242	247	252	257	257	257	257	257	257
病児病後児対応型	237	242	247	252	257	257	257	257	257	257
体調不良児対応型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8. ファミリー・サポート・センター事業

子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行い、市町村がこれを援助する（登録事務、マッチング等を実施）。

(単位：人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	86	169	231	460						
未就学児	28	141	150	380						
就学児	58	28	81	80						
①量の見込み	212	229	246	264	282	381	455	528	602	675
未就学児	—	—	—	—	—	279	333	386	441	494
就学児	—	—	—	—	—	102	122	142	161	181
②確保数値	212	229	246	264	282	381	455	528	602	675
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9. 利用者支援事業（母子保健型）

母子保健型として、妊娠期から子育て期にわたるまで、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施する。本市では区域（圏域）を分けず、また、他の地域子ども・子育て支援事業との連携を考慮し、見込み箇所数は1箇所とする。

（単位：箇所）

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績箇所数	—	—	—	1	1					
①見込み箇所数	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
②確保数				0	0	1	1	1	1	1
②-①				0	0	0	0	0	0	0

10. 妊婦健康診査

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診断について、所定の金額を公費負担する。なお、全妊婦に対して実施するため、確保数値は割愛する。

（単位：人/年）

		実績値					量の見込みと確保数値				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	対象者数	355	317	304	304						
	年間延人数	4,057	3,748	3,666	3,389						
見込み対象者数						281	274	268	260	253	
①見込み量		6,289	6,194	6,099	3,627	3,552	3,091	3,014	2,948	2,860	2,783

※ 実績対象者数は、妊娠届の届出数。健診実績：1人あたり11回

11. 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。なお、全乳児家庭に対して実施するため、確保数値は割愛する。

(単位：人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	316	292	277	255						
①見込み量	342	338	334	330	326	281	274	268	260	253

12. 養育支援事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る。

(単位：人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	0	0	0	0						
①見込み量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

養育支援事業としては実施無し

第6章 計画の推進

第1節 実現のための方策

本計画の目標を実現するため、各種事業、施設整備などを行い、子どもたちの保育、教育に向けた支援体制の確立を図ります。

また、教育保育施設の充実のみではなく、関係各課及び教育機関、地域、民間事業者、市民と連携し、子どもを産み育てやすい環境づくりを実施していきます。

第2節 計画の推進体制

上記目標を達成するため、学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者によって構成される子ども・子育て会議を設置し、適切な施設等利用給付方法を検討するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進行管理や見直し等によって計画を推進していきます。

この推進に際しては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に沿って、毎年度、計画の実施状況や事業効果などについて客観的に点検・評価を行い、必要な改善を実施していきます。

第3節 資料編

子ども・子育て会議委員名簿

	委員要件	所属団体・機関等	氏名
1	子どもの保護者（保育園代表）	市保育園長会	金井 貴史
2	子どもの保護者（幼稚園代表）	市幼稚園長会	西島 ゆかり
3	子どもの保護者（小学校代表）	市校長会	鈴木 貴子
4	事業主代表	伊豆の国市商工会	川口 英昭
5	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	しょうれんじこども園 楽生・寿光	渡邊 元浄
6	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	私立ちとせ保育園園長	小林 弘之介
7	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	伊豆の国市教育委員会	和田 恵美子
8	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	社会教育委員会	工藤 孝子
9	その他市長が適当と認める者	伊豆の国市民生児童委員協議会	瀬戸 秋子

事務局

	担当課	役職	氏名
	保健福祉・こども・子育て相談センター	センター長	寺尾佳余子
	保健福祉・こども・子育て相談センター	副センター長	杉山由美
	健康づくり課	課長	大森英俊
	教育委員会 学校教育課	課長	渡邊直人
	教育委員会 幼児教育課	課長	後藤ひろみ

計画策定の経過

	日時	名称	検討内容
1	平成30年 9月7日	平成30年度第1回伊豆の国市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援制度の概要と会議の役割について 認定こども園、小規模保育に係る利用定員について 市の子育て支援事業について 計画策定基礎調査（アンケート）について
2	平成30年 11月16日	平成30年度第2回伊豆の国市 子ども・子育て会議	アンケート意見書での自由意見、問い合わせ事項について アンケート調査意見書及び調査票修正について 意見交換
3	平成30年 12月21日 ～平成31 年1月15日	アンケート調査実施	調査対象： 就学前児童の保護者1,000人（回収数566人） 就学児童の保護者1,238人（回収数619人）
4	令和元年 6月11日	令和元年度第1回伊豆の国市 子ども・子育て会議	アンケート調査結果の報告について 平成30年度 事業の進捗状況について 意見交換
5	令和元年 7月～8月	各課ヒアリングの実施	
6	令和元年 10月28日	令和元年度第2回伊豆の国市 子ども・子育て会議	令和元年度上半期 事業進捗状況について 次期計画（案） 次期計画の事業見込み量（案）について 小規模保育施設の利用定員について 幼児教育・保育の無償化 公立幼稚園の預かり保育の拡充について 意見交換
7	令和元年 12月23日	令和元年度第3回伊豆の国市 子ども・子育て会議	計画（案）について 今後のスケジュールについて 意見交換
8	令和2年 1月20日～ 1月31日	パブリックコメントの実施	市ホームページ及び保健福祉・こども・子育て相談センター 窓口において、計画（案）の公開による意見募集
9	令和2年 3月6日	令和元年度第4回伊豆の国市 子ども・子育て会議 (書面会議)	パブリックコメント結果報告 計画承認について

伊豆の国市
第2次 子ども・子育て支援事業計画
第3次 次世代育成支援行動計画

令和2年3月

発行：伊豆の国市 市民福祉部 福祉事務所
保健福祉こども・子育て・相談センター
〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京299-6
電話：0558-76-8008 / FAX：0558-76-8029
E-mail：soudan@ciity.izunokuni.shizuoka.jp